

# 日の出町地域防災計画

## 震災編



## 目次

第1部 総則	震-1
第1章 計画の目的	震-1
第2章 関係機関の業務大綱	震-3
第3章 住民及び事業者の基本的責務	震-11
第4章 日の出町の防災環境	震-12
第5章 災害の想定	震-18
第6章 減災目標	震-22
第7章 複合災害への対応	震-25
第2部 災害予防計画	震-26
第1章 地域防災力の向上	震-26
第2章 安全な都市づくり	震-30
第3章 交通ネットワーク、ライフライン等の確保	震-34
第4章 出火・延焼等の防止	震-36
第5章 応急対応力の強化	震-39
第3部 災害応急対策計画	震-47
第1章 時間軸に沿った震災対応シナリオ	震-47
第2章 防災体制の確立	震-49
第3章 災害情報の収集・伝達・報告	震-56
第4章 災害救助法の適用	震-61
第5章 応援・派遣	震-64
第6章 消防・危険物対策	震-68
第7章 避難対策	震-76
第8章 交通規制・緊急輸送	震-84
第9章 災害医療	震-88
第10章 被災者生活支援	震-94
第11章 災害廃棄物処理、障害物の除去	震-100
第12章 遺体の取扱い	震-103
第13章 住民生活の早期再建	震-106
第4部 災害復旧・復興計画	震-114
第1章 被災施設の復旧	震-114
第2章 激甚災害の指定	震-116
第3章 復興計画	震-117
第5部 南海トラフ地震防災対策	震-118
第1章 基本方針	震-118
第2章 南海トラフ地震に関連する情報	震-119
第3章 南海トラフ地震への対応	震-121



# 第1部 総則

## 第1章 計画の目的

### 第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び日の出町防災会議条例（昭和39年日の出村条例第24号）の規定に基づき、日の出町防災会議が作成する計画であり、地震災害に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものである。

その目的は、町、関係機関、自治会、自主防災組織、事業所及び住民が総力を結集し、各主体の持つ能力を發揮し、主体間で連携を図ることにより「自助」「共助」「公助」を実現し、町における地震災害の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることとする。

### 第2節 計画の基本方針

#### 1 減災を重視した災害対策の推進

住民の生命、身体及び財産を守ることを第一義としたうえで、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対策の基本とし、災害に強いまちづくりの推進を図る。

#### 2 地域防災力の向上

大規模な災害が発生したときには、町をはじめとする関係機関のみで対応することは困難である。そのため、「自らの命は自ら守る」、「自分たちの居住する地域は地域の住民で守る」との考えによる「自助」、「共助」を位置付ける。

特に、そのため、「自助」においては、家庭内備蓄の推進、住民の一人ひとりの防災意識の向上等に努め、「共助」においては、自治会、自主防災組織等による訓練の実施等、地域のつながりを活かした地域防災力の向上を目指す。

#### 3 要配慮者の支援

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への支援が必要になる。

特に、避難活動においては、自力での避難が困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）に対しては、安否確認及び避難の手助けが必要となる。

そのため、避難行動要支援者名簿の作成、地域による安否確認等の避難支援体制を構築するとともに、避難生活への配慮等を考慮した防災対策を推進する。

また、要配慮者利用施設における避難体制等の整備促進を図る。

#### 4 男女共同参画

これまでの大規模災害では、避難生活における女性への配慮等について様々な課題が提起されている。そのため、男女共同参画の視点から、地域の自主防災活動へ女性の参画を求め、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める。

## 5 地域の特性に適合した災害対策

町は、土砂災害、河川の氾濫等により山間地の住宅、福祉施設等が孤立することも想定される。そのため、情報伝達、地域及び家庭での備蓄の促進はもとより、大雨を予測した事前避難の体制を整備する。

### 第3節 計画の構成

本計画は、地震災害への対応をまとめた「震災編」、風水害、雪害、火山災害、大規模事故等への対応をまとめた「風水害等編」、関係資料等をまとめた「資料編」の3編で構成する。

### 第4節 他計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び関係機関が作成する防災業務計画に整合するよう定める。

### 第5節 計画の習熟

町及び関係機関は、普段から危機管理、災害等の防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を行い、本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

### 第6節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときには計画を修正する。修正に当たって、各関係機関は、関係のある事項について修正案を日の出町防災会議に提出する。

## 第2章 関係機関の業務大綱

---

### 第1節 町

#### 1 町

- (1) 防災会議に関する事。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 緊急輸送の確保に関する事。
- (5) 避難指示等及び誘導に関する事。
- (6) 消防及び水防に関する事。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関する事。
- (8) 外出者の支援に関する事。
- (9) 応急給水に関する事。
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関する事。
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。
- (13) 公共施設の応急復旧に関する事。
- (14) 災害復興に関する事。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。
- (16) 自主防災組織の育成に関する事。
- (17) 事業所防災に関する事。
- (18) 防災教育及び防災訓練に関する事。
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。

#### 2 町教育委員会

- (1) 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関する事。
- (2) 被災児童及び生徒の学用品の供給に関する事。
- (3) 文教施設の点検、整備及び復旧に関する事。
- (4) 緊急避難場所及び避難所の開設、管理運営に対する協力に関する事。

### 第2節 東京都

#### 1 東京都

- (1) 東京都防災会議に関する事。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関する事。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事。
- (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関する事。

- (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- (7) 緊急輸送の確保に関すること。
- (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (9) 人命の救助及び救急に関すること。
- (10) 消防及び水防に関すること。
- (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (12) 外出者の支援に関すること。
- (13) 応急給水に関すること。
- (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (16) 区市町村による自主防災組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (17) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (18) 災害復興に関すること。
- (19) 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (21) 事業所防災に関すること。
- (22) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

## 2 東京都建設局西多摩建設事務所

- (1) 河川の保全及び復旧に関すること。
- (2) 砂防関係施設の保全及び復旧に関すること。
- (3) 都道（橋りょうを含む。）の整備、保全及び復旧に関すること。
- (4) 水防に関すること。
- (5) 河川における流木対策に関すること。
- (6) 河川、道路等における障害物の除去に関すること。

## 3 東京都保健医療局西多摩保健所

- (1) 医療及び防疫に関すること。
- (2) 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。
- (3) 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。
- (4) 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。
- (5) 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。
- (6) 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること（他の局に属するものを除く。）

## 4 東京都水道局あきる野給水事務所

- (1) 応急給水に関すること。
- (2) 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。

## 5 東京都下水道局流域下水道本部

- (1) 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。



- (2) 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。
- (3) 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること。

#### 6 警視庁五日市警察署

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
- (3) 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。
- (4) 遺体の調査等及び検視に関すること。
- (5) 交通規制に関すること。
- (6) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。
- (7) 公共の安全と秩序の維持に関すること。

#### 7 東京消防庁第九消防方面本部・秋川消防署

- (1) 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- (2) 救急及び救助に関すること。
- (3) 危険物等の措置に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

### 第3節 指定地方行政機関

#### 1 関東農政局

- (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。
- (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。
- (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。
- (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。
- (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。
- (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。
- (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。
- (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。
- (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。
- (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること。

#### 2 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

#### 3 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
- (2) 鉱山における保安に関すること。

#### 4 関東地方整備局

- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- (2) 通信施設等の整備に関すること。
- (3) 公共施設等の整備に関すること。

- (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
- (5) 官庁施設の災害予防措置に関する事。
- (6) 豪雪害の予防に関する事。
- (7) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事。
- (8) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
- (9) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事。
- (10) 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事。
- (11) 災害時における復旧資材の確保に関する事。
- (12) 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事。

## 5 東京管区気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

## 6 関東地方環境事務所

- (1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関する事。
- (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、廃棄物の発生量等の情報収集に関する事。
- (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関する事。
- (4) 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関する事。

## 第4節 自衛隊

- (1) 災害派遣の計画及び準備に関する事。
  - ア 防災関係資料の基礎調査
  - イ 災害派遣計画の作成
  - ウ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施
- (2) 災害派遣の実施に関する事。
  - ア 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧
  - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

## 第5節 指定公共機関

### 1 日本郵便株式会社

- (1) 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事。
- (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関する事。
  - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除

エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

## 2 東日本電信電話株式会社

- (1) 電信及び電話施設の建設及びこれらの施設の保全に関する事。
- (2) 重要通信の確保に関する事。
- (3) 気象予警報の伝達に関する事。
- (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。
- (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。

## 3 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 国内・国際電話等の通信の確保に関する事。
- (2) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。

## 4 株式会社NTTドコモ、株式会社KDDI、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 重要通信の確保に関する事。
- (2) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。

## 5 日本赤十字社

- (1) 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。
- (2) 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。
- (3) こころのケア活動に関する事。
- (4) 赤十字ボランティアの活動に関する事。
- (5) 輸血用血液の確保、供給に関する事。
- (6) 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。
- (7) 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。
- (8) 災害救援物資の支給に関する事。
- (9) 日赤医療施設等の保全、運営に関する事。
- (10) 外国人安否調査に関する事。
- (11) 遺体の検案協力に関する事。
- (12) 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。

## 6 日本放送協会

- (1) 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関する事。
- (2) 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関する事。
- (3) 放送施設の保全に関する事。

## 7 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社

- (1) 道路、施設の建設及び維持管理に関する事。
- (2) 災害時の緊急交通路の確保に関する事。
- (3) 道路、施設の災害復旧工事に関する事。

## 8 東日本旅客鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事。

- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。
- (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。

**9 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社**

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。

**10 東京電力パワーグリッド株式会社**

- (1) 電力施設等の建設及び安全保安と復旧に関すること。
- (2) 電力需給に関すること。

**第6節 指定地方公共機関**

**1 (一社) 東京都トラック協会**

- (1) 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。

**2 (公社) 東京都医師会**

- (1) 医療に関すること。
- (2) 防疫の協力に関すること。
- (3) 遺体の検案の協力に関すること。

**3 (公社) 東京都歯科医師会**

- (1) 歯科医療活動に関すること。

**4 (公社) 東京都薬剤師会**

- (1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。

**5 (公財) 献血供給事業団**

- (1) 血液製剤の供給に関すること。

**6 (公社) 東京都獣医師会**

- (1) 動物の医療保護活動に関すること。

**7 株式会社 TBS テレビ、株式会社文化放送、株式会社ニッポン放送、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社エフエム東京、株式会社 J-WAVE、株式会社日経ラジオ社、株式会社 InterFM897、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ東京、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、東京メトロポリタンテレビジョン株式会社、株式会社 TBS ラジオ**

- (1) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
- (2) 放送施設の保全に関すること。

**8 (一社) 東京バス協会**

- (1) バスによる輸送の確保に関すること。

**9 (一社) 東京ハイヤー・タクシー協会**

- (1) タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。

(2) 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事。

#### 10 (一社) 都個人タクシー協会

(1) タクシーによる輸送の確保に関する事。

#### 11 (一社) 日本エレベーター協会関東支部

(1) 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出(危険の伴わないものに限る。)に関する事。

(2) エレベーターの早期復旧に関する事。

### 第7節 その他の機関、団体

#### 1 日の出町医師会

(1) 医療及び助産活動に関する事。  
(2) 町と医療機関との連絡調整に関する事。

#### 2 (一社) 西多摩医師会

(1) 西多摩医療圏における地域災害医療連携に関する事。  
(2) 西多摩地域災害医療コーディネーター(ブロック別)に関する事。

#### 3 (一社) 西多摩歯科医師会

(1) 歯科医療活動に関する事。

#### 4 (一社) 西多摩薬剤師会

(1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。

#### 5 公立阿伎留医療センター

(1) 医療施設の保全に関する事。  
(2) 医療及び防疫の協力に関する事。

#### 6 武陽ガス株式会社

(1) ガス施設の安全保安に関する事。  
(2) ガスの供給に関する事。

#### 7 日の出町社会福祉協議会

(1) 災害時におけるボランティア活動の協力に関する事。  
(2) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。

#### 8 西秋川衛生組合

(1) 災害時における清掃活動の協力に関する事。

#### 9 日の出町建設業協会

(1) 災害時における建設活動の協力に関する事。  
(2) 倒壊建物等の撤去の協力に関する事。  
(3) 災害時における復旧活動の協力に関する事。

#### 10 日の出町水道工事店組合

- (1) 水道施設の復旧工事に関すること。
- (2) 応急給水の協力に関すること。
- (3) 下水道施設の復旧工事に関すること。

#### 11 日の出町商工会

- (1) 物資及び資材の調達及び協力に関すること。
- (2) 建設、復旧及び除去作業の協力に関すること。

#### 12 秋川農業協同組合

- (1) 被災営農に関する指導協力に関すること。
- (2) 農業振興資金等の貸出協力に関すること。

#### 13 西多摩緊急災害協力会

- (1) 災害時における建設活動の協力に関すること。
- (2) 倒壊建物等の撤去の協力に関すること。
- (3) 災害時における復旧活動の協力に関すること。

#### 14 イオンモール株式会社、イオンリテール株式会社

- (1) 物資及び資材の調達及び協力に関すること。
- (2) 緊急避難場所に関すること。

#### 15 社会福祉施設

- (1) 災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関すること。

#### 16 亜細亜大学

- (1) 大規模災害時における施設等避難所利用に関すること。
- (2) 災害廃棄物の仮置き場利用に関すること。

#### 17 自治会（民間防災組織）

- (1) 初期消火、避難誘導、救出救護の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等の協力に関すること。
- (3) 被害状況調査等災害対策の協力に関すること。

#### 18 公共的団体・その他防災上重要な協力機関の管理者

- (1) 町が行う被害状況の調査及び応急対策に関すること。
- (2) 災害応急対策についての協力に関すること。

## 第3章 住民及び事業者の基本的責務

### 第1節 住民の責務

住民の責務は、次のとおりである。

- 1 住民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 2 住民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講じるよう努めなければならない。
  - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
  - (2) 家具類の転倒・落下・移動の防止
  - (3) 出火の防止
  - (4) 初期消火に必要な用具の準備
  - (5) 飲料水及び食料の確保
  - (6) 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
  - (7) 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 3 住民は、震災後の生活の再建及び安定並びに町の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び町その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 4 住民は、町、その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。

### 第2節 事業者の責務

事業者の責務は、次のとおりである。

- 1 事業者は、町その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の住民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、震災後の生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 5 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力を努めなければならない。
- 6 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、都及び町が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

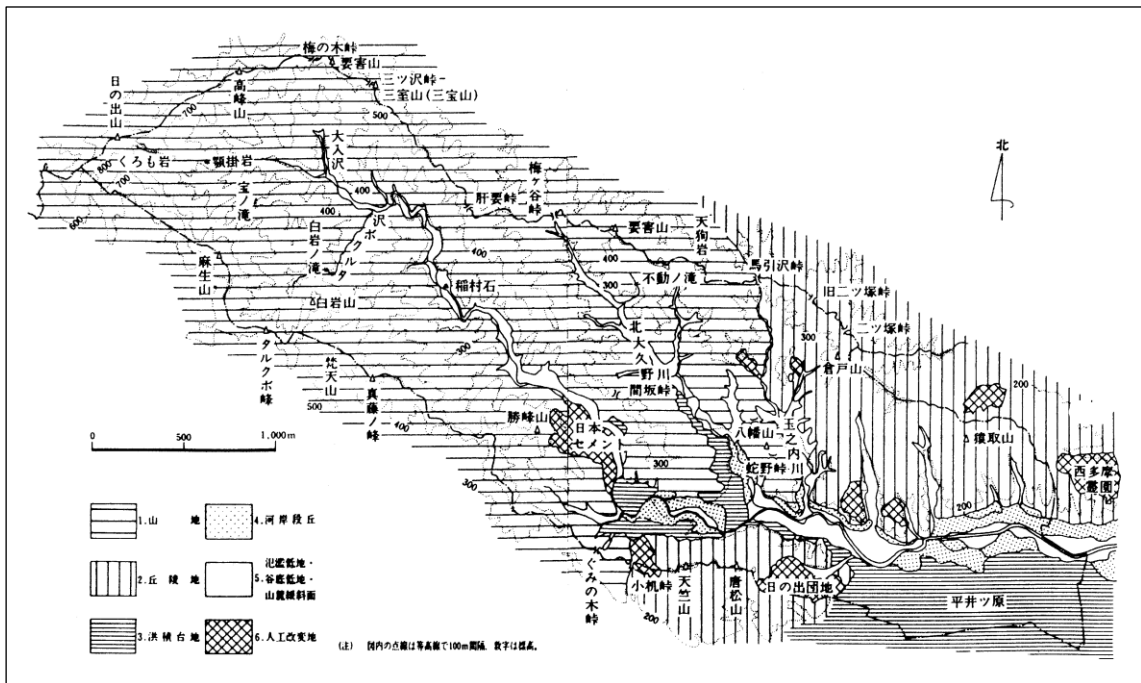
## 第4章 日の出町の防災環境

### 第1節 自然環境

#### 1 地形

本町は、東京都の西部、関東平野の西端部と関東山地の東部が接するところにあり、町の南東部は多摩川と秋川にはさまれた秋留台地の西部を占めている。北西部は日の出山から派生した小尾根によって囲まれた山地が占め、平井川、北大久野川等の河川沿いには幅の狭い谷底平野が分布している。町内の市街地、集落は概ね標高300m以下の地域にあり、東西約12km、南北約2.5kmと東西に細長い形をしている。

本町の総面積28.07km<sup>2</sup>のほとんどが多摩川の支流の平井川水系に属し、町境はほぼ平井川の分水界に一致する。最高点は日の出山の902.3m、最低点は東端の平井川に架かる観音橋河床の141.8mで、760.5mの高低差がある。



地形分類（日の出町史）

#### 2 地質

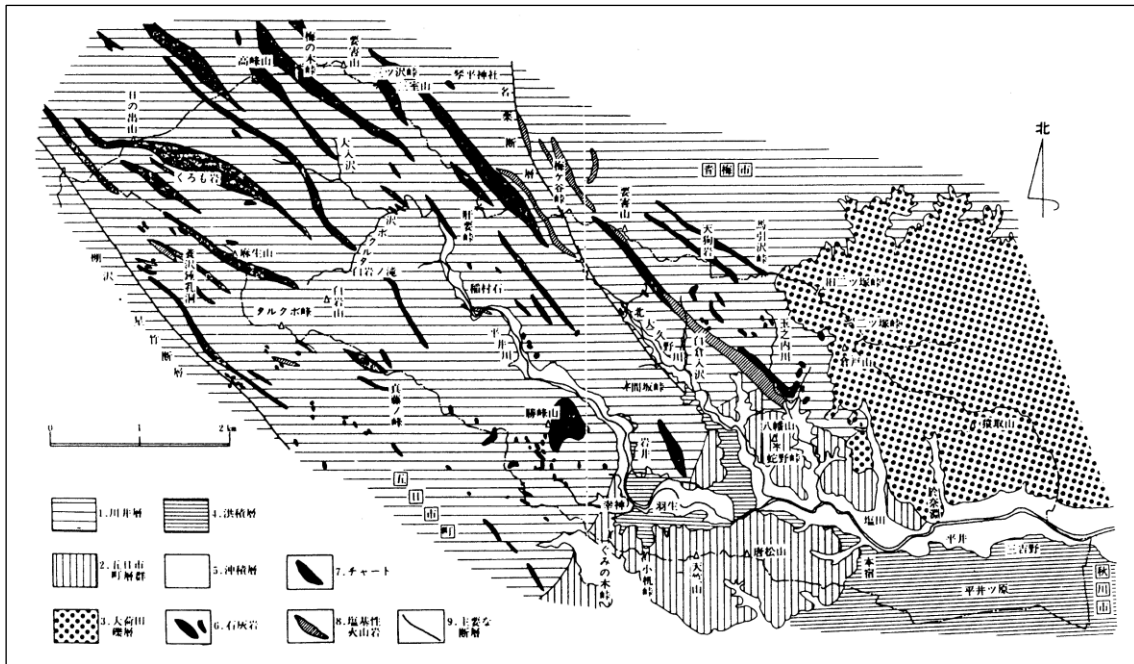
本町は、関東山地と関東平野の境界に位置するため、山地と平野の両地域に見られる地層が分布している。関東山地の地質は、北から南へ三波川帯、秩父帯及び四万十帯に分けられる。秩父帯はさらに北から南へ北帯・中帯・南帯に細区分される。

山地部には、大部分が秩父帯中帯に含まれる川井層が分布する。川井層の東側の八幡山付近の山地及び羽生丘陵には、五日市町層群が分布している。

草花丘陵には川井層の上位に大荷田礫層が堆積している。

平井ッ原は、第四紀末期の五日市砂礫層によって構成され、関東ローム層によって覆われている。そして、平井川、北大久野川等の河川に沿って、沖積層が分布している。





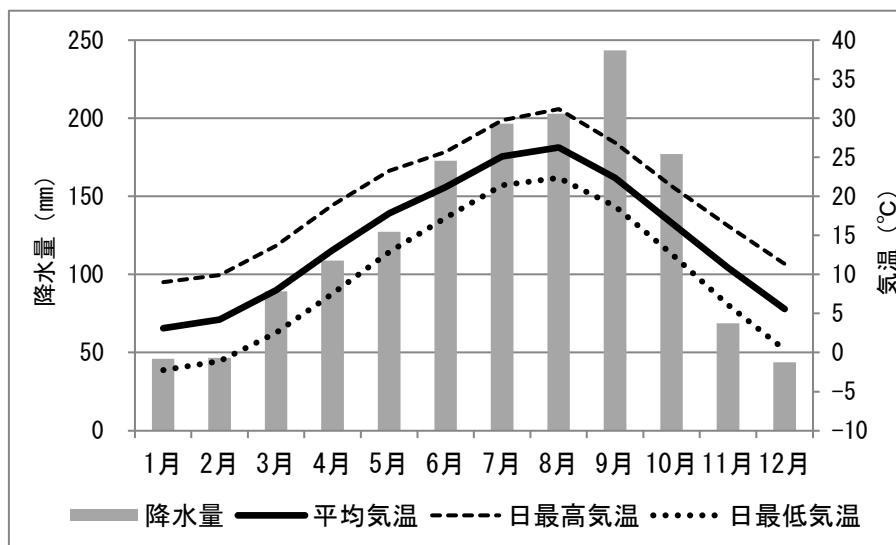
地質（日の出町史）

### 3 気象

本町は比較的温暖で湿潤な気候にある。降水は、梅雨及び秋雨・台風の時期に多くなる傾向にある。特に、近年は地球温暖化により気候変動の影響があり、短時間に集中的に大雨が降ることがある。一方、冬の時期は、冬型の気圧配置の影響で最も降水量の少ない時期となる。

気温は、8月頃が最も高く、1月頃が最も低くなる。

青梅（アメダス観測所）での1994年～2023年の30年間での平均値は、年平均気温は14.5℃、年間降水量は1,518.1mmとなっている。



青梅の1994年～2023年の30年間での月別平年値（東京管区気象台ホームページ）

## 第2節 社会環境

### 1 人口

人口は、昭和45年から昭和60年にかけて日の出団地の造成及び三吉野パークタウンの開発とともに急増した。特に昭和45年から昭和50年の5年間においては、人口伸び率で見ると29%増となっており、他の時期と比べ急激な伸びを示している。

昭和60年から平成12年にかけては、急激な増加は無いものの増加傾向が続いていたが、平成12年頃をピークに減少傾向に転じ、また、平成19年より、大型ショッピングセンターの誘致、桜木区画整理に伴う宅地開発、各福祉施策の成果等により、一時、増加したものの、近年は再び減少傾向にあり、令和5年4月1日現在で16,390人となっている。

世帯数も人口の増加に合わせて増加しており、昭和35年の1,550世帯から令和5年には7,514世帯となり、世帯数は約5倍（人口は約2倍）となった。

また、人口以上に世帯数が増加したため、1世帯当たりの人員は昭和35年の5.3人から令和5年の2.18人へと減少した。これは、核家族化・少子化の進行及び1人世帯等の増加によるものと思われる。

また、災害時に要配慮者となりやすい高齢者数（65歳以上）は、令和5年4月1日現在で、5,950人となっており、全人口の36.3%にあたる。

### 2 土地利用

#### (1) 土地利用面積

本町の土地利用面積は、次のとおりである。

種別	面積 (ha)	割合 (%)
宅地	336.4	12.0
その他	83.6	3.0
公園、運動場等	34.4	1.2
未利用地等	45.4	1.6
道路	111.6	4.0
農用地	133.9	4.8
水面・河川・水路	25.7	0.9
森林	1980.0	70.6
原野	54.2	1.9
総面積	2805.2	100.0

東京の土地利用 東京都都市整備局（平成29年）

※出典により面積に差異がある。

#### (2) 都市計画区域面積・市街化区域面積

本町の都市計画区域面積（全域）、市街化区域面積、市街化調整区域面積は、次のとおりである。

種別	面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域面積	2,808	100.0
市街化区域面積	330.6	11.8
市街化調整区域面積	2,477.4	88.2

まちづくり課（平成27年3月20日）

※出典により面積に差異がある。

### 第3節 災害の危険性

#### 1 自然条件からみた災害の危険性

急峻な山地は、降雨及び地震により土砂災害のおそれがある。特に、山麓部の道路、家屋・施設等が山際に接しているところでは、斜面崩壊の影響がある。既に土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地すべり）として指定されている地域を含め、山地、丘陵地の斜面、崖、露岩等の変形地では崩壊の危険性があり、斜面直下に分布する崖錐等の堆積地形では崩壊土砂の影響を受ける可能性がある。この他に人工的に平坦化された土地、切土及び盛土された土地の斜面等の人工地形でも土砂災害の可能性がある。

平井ッ原等の台地上における水害、土砂災害の危険性は他の地域に比べ小さい。しかし、台地の縁では、降雨及び地震による斜面崩壊の可能性がある、ここに接した施設、家屋ではその影響についても考慮する必要がある。

土石流は、崩壊による土砂が多量の水によって溪流沿いに流下する現象で、突発的に生じることが多く、多量の水を含んだ土砂による大きな破壊力により、谷間、溪流付近の住家等に大きな被害を及ぼすことがある。土石流が発生した際、周囲の宅地及び施設に影響を及ぼすおそれのある溪流については、土砂災害警戒区域（土石流）として公表されており、こうした溪流の出口付近では、大雨時には避難等の行動が必要である。

谷底平野・氾濫平野等の低地のうち、河床との比高が小さい土地及び水が集まりやすい窪地では、河川の増水により浸水する可能性がある。従来は水田であった土地を、開発にともない盛土して宅地として利用している地域では注意が必要である。

また、地震時に揺れが強くあらわれる（強く揺れる）地形としては、谷底平野、氾濫平野等の低地、高い盛土地等の人工地形、地形の境界部分がある。こうした地域では強いゆれにより、被害が大きくなるほか、地震時に地盤が変位しやすく、地中埋設管及び構造物の被害が大きくなったり、地盤の不同沈下により被害が生じることが予想される。本町においては、平井川沿いの谷底平野・氾濫平野と人工改変地があり、平井地区の三吉野周辺、日の出団地等にこれらの地形が分布する。

なお、液状化発生の可能性がある砂質地盤は分布せず、地震時における液状化の影響は小さいとみられる。

#### 2 東京都に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴

東京都に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さで発生する地震がある。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震として、1923年の関東地震（マグニチュード7.9）では、都内のほとんどで震度5～6の揺れとなり、大火災が発生したことも災いして、当時の東京府内で死者・行方不明者107,519名等の非常に大きな被害が生じた。

また、1703年の元禄地震（マグニチュード7.9～8.2）でも当時の江戸は大きな被害を受けた。

主要な活断層としては、多摩地区に活動度B級の活断層である立川断層帯が北西－南東方向に延びている。活断層調査の結果、立川断層帯の南端部では、西暦約1100年以降に活動した証拠が見つかった。

また、立川断層帯の北部では、約1,800年前に活動があったことが推定されている。平均活動間隔は

5,000年程度と推定されている。その他、未発見の活断層が存在する可能性があるが、地形の変形の度合いからは、A級の活動度を持つような活断層が存在する可能性は低い。



立川断層

陸域で発生した被害地震としては、荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（マグニチュード6.9）が知られている。この地震は、浅い地震であったか、関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートに関係したやや深い地震であったか、はっきりしていない。この地震により、下町を中心に全体として死者約10,000名等の大きな被害が生じた。

また、沈み込んだ太平洋プレートに関する陸域の深い地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（マグニチュード7.0）が知られている。この地震では、東京湾岸を中心に、都内で死者24名等の被害が生じた。さらに歴史資料によると、17世紀前半等に、江戸付近で発生したマグニチュード6～7程度のいくつかの地震により、被害が生じたことが知られているが、これらの地震が発生した深さは分かっていない。1992年の東京湾南部（浦賀水道付近）の地震（マグニチュード5.9、深さ92km）等、周辺地域で発生する地震及び太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けることがある（科学技術庁地震調査研究推進本部（1997）「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴」による）。

### 3 土砂災害

町内の土砂災害に関する指定箇所は、次のとおりである。

種別	指定箇所	根拠法令
急傾斜地崩壊危険区域	3箇所	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)
砂防指定地	12箇所	砂防法(明治30年法律第29号)
地すべり防止区域	1箇所	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	692箇所 うち648箇所	土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進 に関する法律(平成12年法律第57号 平成13年4月1 日施行)

## 第5章 災害の想定

### 第1節 直下地震

#### 1 想定地震等

都は、東日本大震災を契機として平成24年4月に地震被害想定調査を実施し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。同調査から約10年経過し、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、都は、改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

ここで想定された4つの地震モデルのうち、本町に最も影響する地震は、多摩東部直下地震と立川断層帯地震である。このうち最も被害が大きくなる多摩東部直下地震を計画の前提とする。

想定地震、気象条件等は、次のとおりである。

項目	内容	
想定地震	多摩東部直下地震	立川断層帯地震
規模	マグニチュード7.3	マグニチュード7.4
震源	東京都多摩地域	東京都多摩地域
震源の深さ	約45km	約17km
発生確率	今後30年以内70%	今後30年以内0.5～2%

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯</li> <li>○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。</li> <li>○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。</li> </ul>
冬・昼12時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。</li> <li>○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。</li> <li>○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。</li> </ul>
冬・夕18時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。</li> <li>○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。</li> <li>○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。</li> <li>○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

#### 2 地震動

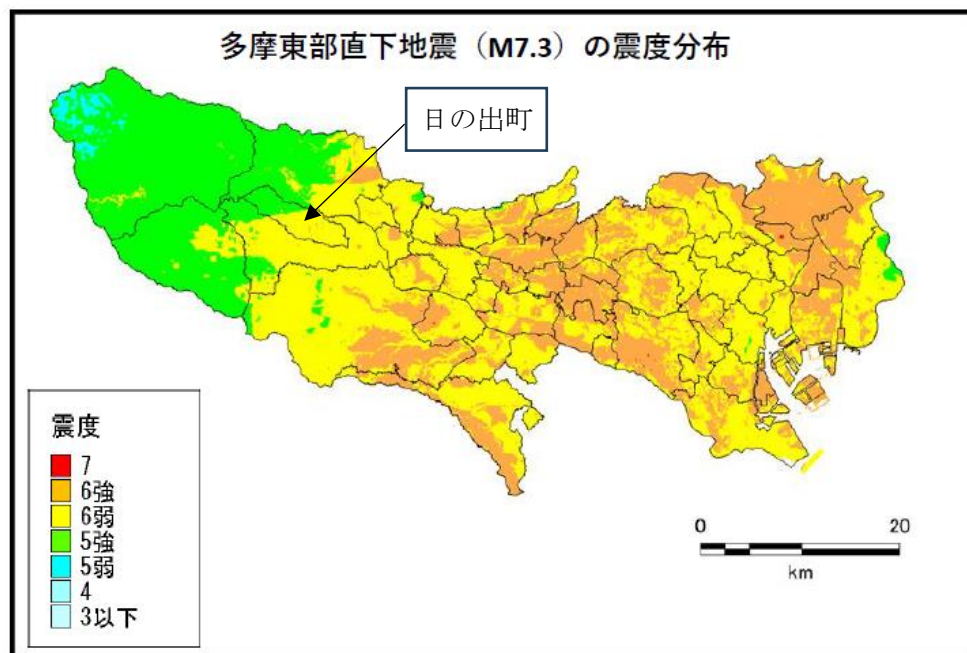
震度は、断層に近い町東部で震度6弱、町西部で震度5強が想定された。

### 3 想定被害

最大の被害が想定される多摩東部直下地震において、冬の早朝5時・夕方18時（風速8m/秒）における被害は、次のとおりである。

地震モデル		多摩東部直下地震				
想定シーン		冬・早朝 5時（風速 8m/秒）		冬・夕方 18時（風速 8m/秒）		
被害想定区域		日の出町	東京都	日の出町	東京都	
建物被害	全壊・消失棟数（棟）	118	98,361	175	161,516	
	要因別	揺れ・液状化等	75	70,108	75	70,108
		火災	44	29,070	101	94,425
人的被害	死者数（人）	6	5,104	6	4,986	
	要因別	揺れによる建物倒壊	3	4,079	2	2,593
		屋内収容物	0	261	0	216
		急傾斜地崩壊	2	42	2	32
		ブロック塀等	0	7	0	224
		屋外落下物	0	0	0	3
		火災	1	715	2	1,918
	死者に占める要配慮者の割合	50.0%	67.0%	50.0%	66.2%	
	負傷者数（人）	80	79,337	68	81,609	
	要因別	揺れによる建物倒壊	71	70,872	57	60,608
		屋内収容物	6	6,111	5	5,721
		急傾斜地崩壊	3	52	2	40
		ブロック塀等	0	236	2	7,720
屋外落下物		0	3	0	252	
火災		1	2,062	3	7,269	
うち重傷者数（人）	6	8,259	6	11,441		
社会的影響	避難者数（最大）（人）	1,500	2,475,958	1,631	2,755,568	
	帰宅困難者数（人）	—	—	1,778	4,151,327	
	閉じ込めにつながるエレベータ停止台数	4	19,220	5	19,808	
	自力脱出困難者数（人）	15	28,641	13	24,056	
	災害廃棄物（万トン）	2	2,542	2	2,699	
交通	道路	橋脚・橋梁被害率（最大）	—	7.0%	—	7.0%
	鉄道	橋脚・橋梁被害率	—	1.8%	—	1.8%
ライフライン	上水道	断水率	11.7%	25.8%	11.7%	25.8%
	下水道	被害率	2.9%	4.3%	2.9%	4.3%
	電力	停電率	2.5%	7.2%	3.1%	9.3%
	通信	不通回線数	0.5%	1.1%	1.1%	2.9%
	ガス	供給停止率	0.0%	12.5%	0.0%	12.5%

- ※1 少数低下の四捨五入により合計は合わない場合がある。
- ※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合計値とは一致しない。
- ※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。
- ※4 新幹線の被害を除く。
- ※5 交通・ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。
  - ・道路、鉄道被害：橋脚、橋梁被害
  - ・電力被害：配電設備被害による停電率
  - ・通信被害：配電網被害による不通回線



多摩東部直下地震の震度分布

## 第2節 南海トラフ巨大地震

### 1 想定地震

南海トラフ巨大地震は、東海地震、東南海地震及び南海地震を包括する南海トラフを震源域とした最大クラス（マグニチュード9）の巨大地震である。都は、最大クラスの巨大地震が与える影響を把握するため、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定報告書」を公表し、令和4年度にその内容の更新を図った。

本町は、震源から距離が大きく離れているため直接的な被害は小さいが、太平洋側に甚大な被害が及ぶことが想定される。そのため資料として本町への影響をまとめる。

### 2 地震動・液状化

震度は、多摩地区でおおむね震度5弱と想定された。液状化は地震動が小さいため、危険性は低いと想定された。

### 3 想定被害

次の被害及び影響があると想定された。

- (1) 揺れ・液状化・急傾斜地崩壊による建物被害、屋外転倒物等の発生は、限定的である。  
また、出火件数も限定的であるが、出火場所が木造住宅密集地である場合は、延焼して多くの建物が焼失する可能性がある。
- (2) 死傷を伴う被害は、限定的である。
- (3) 首都圏全域で公共交通機関が停止し、外出先での滞留者及び徒歩帰宅者による道路渋滞が発生する可能性がある。
- (4) ライフライン及び交通施設の被害は、限定的である。鉄道は、発災当日から翌日にかけて輸送できない可能性がある。被害が大きい東海地域以西へ向かう道路及び鉄道は、中長期にわたり利用で



きない可能性がある。

- (5) 買いだめ・買い急ぎ行動により、小売店舗の食料品及び生活必需品が品切れとなる。さらに、流通機能の低下及び生産地での工場等の被災により、物資不足が深刻となる可能性がある。
- (6) 関連企業及び取引先企業の被災並びに流通経路の寸断による経済・企業活動への影響は、甚大となる可能性がある。

## 第6章 減災目標

町は、次のとおり減災目標を定め、都、事業所及び住民と協力して、対策を推進する。

### 目標1 死傷者の減

#### 1-1 住宅の倒壊による死傷者を減少させる

多摩東部直下地震（マグニチュード7.3）、冬の朝5時の地震発生の想定での住宅倒壊及び家具類の転倒・落下・移動を原因とする死者想定数6人を0人に、負傷者想定数80人を半減させる。

##### (1) 建物の耐震化

- ・住宅の耐震化向上の促進を図る。
- ・ブロック塀等の倒壊等防止を進める。

##### (2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- ・家具類の転倒・落下・移動防止対策を進める。

##### (3) 救出・救護体制の強化

- ・自主防災組織の充実を図るとともに、自助・共助による地域力を高める。

#### 1-2 火災による死傷者を出さない

多摩東部直下地震（マグニチュード7.3）、夕方18時、風速8m/秒の想定で、火災を原因とする死傷者想定数5人を0人にする。

##### (1) 建物等の不燃化

###### ア 住宅・建築物の不燃化

- ・住宅・建築物の不燃化を進める。
- ・用途地域の指定と連動した防火地域及び準防火地域の指定を進める。

###### イ 安全に避難できる場のネットワーク形成

- ・延焼遮断帯等を形成する。

##### (2) 消防力の充実・強化

- ・消防団員の定員確保、活動の強化を図る。
- ・消防水利不足地域の解消を目指すとともに、消防車両等の装備を充実する。

##### (3) 住民及び事業所の火災対応力の強化

###### ア 出火防止対策の推進

- ・建物倒壊による出火、電気器具等からの出火を防止する。

###### イ 初期消火力の強化

- ・自主防災組織の充実を図るとともに、事業所自衛消防隊との連携を図り、地域の初期消火力を強化する。
- ・防災訓練の参加者を増やす。
- ・住宅用火災警報器をすべての住宅に設置する。
- ・感震ブレーカーの普及・啓発を推進する。

・スタンドパイプ等、初期消火資器材の整備及び使用方法の指導を図る。

(4) 救出・救護体制の強化

・自主防災組織の充実を図るとともに、自助・共助による救出・救護体制の充実を図る。

## 目標2 避難者の減

### 2-1 住宅の倒壊及び火災による避難者を減少させる

多摩東部直下地震（マグニチュード7.3）、冬の夕方18時、風速8m/秒の想定で、住宅の倒壊及び火災による避難者想定数約1,600人を半減させる。

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| (1) 建物の耐震化           | (目標1-1、(1)の再掲) |
| (2) 建物等の不燃化          | (目標1-2、(1)の再掲) |
| (3) 消防力の充実・強化        | (目標1-2、(2)の再掲) |
| (4) 住民及び事業所の火災対応力の強化 | (目標1-2、(3)の再掲) |

## 目標3 帰宅困難者の安全確保

### 3-1 帰宅困難者の安全を確保する

多摩東部直下地震（マグニチュード7.3）、夕方18時、風速8m/秒の想定で、帰宅困難者想定数約1,800人の安全を確保するとともに、一時滞在施設を確保し、一斉帰宅を抑制するほか、混乱収拾後の帰宅支援体制を整備する。

- (1) 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底
  - ・条例の内容を住民及び事業者にも周知していく。
  - ・企業における従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄を促進する。
  - ・大規模集客施設の利用者を保護する。
  - ・学校、福祉施設等における幼児・児童・生徒・利用者等の安全を確保する。
- (2) 一時滞在施設の確保
  - ・帰宅困難となった観光客・買物客等町外からの来訪者を受け入れる一時滞在施設等の家具類の転倒・落下・移動防止を図る。
- (3) 一斉帰宅の抑制、混乱収拾後の帰宅支援体制の整備
  - ・混乱収拾後に、帰宅困難者を安全に帰宅できるようにする。
  - ・緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化の推進
  - ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化
  - ・学校への協力要請等により帰宅支援ステーションを拡充
  - ・バスによる輸送の実施

## 目標4 早期再建

### 4-1 ライフラインへの被害を抑え、早期に復旧する

暮らしを支えるライフラインについて、耐震化等によりできるだけ被害を抑え、関係機関との連携等により、より早期に回復させることを目標とする。

#### (1) ライフラインの耐震化等

各ライフライン事業者は、耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標、現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。

### 4-2 被災者の健全な生活を支え、早期に生活再建の道筋をつける

避難所の環境整備等により被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅等への入居等を進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

#### (1) 自助の備えの充実

- ・ 町民の防災意識を啓発し、各家庭における備蓄など災害への万全な備えを促す。

#### (2) 避難所の生活環境の改善

- ・ パーテーション、簡易ベッドの備蓄など、避難生活の質の向上に配慮した避難所整備を進める。
- ・ 要配慮者や男女の違いなど、様々な立場の被災者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

#### (3) 生活再建の早期化

- ・ 罹災証明に係るシステムを導入し、罹災証明書を速やかに発行できる体制を構築する。
- ・ 義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

## 第7章 複合災害への対応

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が、全国各地で新型コロナウイルス感染拡大する最中に発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

都においては、今後、以下のような複合災害の可能性が想定されており、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施するものとする。

### 【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大</li> <li>梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生</li> </ul>
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> <li>数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化</li> <li>火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化</li> </ul>
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生</li> <li>救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性</li> </ul>

複合災害時においては、先発災害発生時における被害状況等を踏まえた、応急対策等を進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する。

### 【留意事項】

- ・自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- ・都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- ・様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- ・避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- ・夏季発災時における熱中症対策等

### 【大規模自然災害+大規模自然災害】

- ・先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- ・後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- ・後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

### 【感染拡大+大規模自然災害】

- ・災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- ・避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 地域防災力の向上

#### ■対策の体系

項目	担当
第1節 住民の防災力の向上	生活安全安心課
第2節 地域の防災力の向上	生活安全安心課、日の出町消防団
第3節 事業所の防災力の向上	生活安全安心課、秋川消防署、事業所
第4節 ボランティアとの連携	生活安全安心課、福祉課、秋川消防署、日の出町社会福祉協議会
第5節 消防団の活動体制の充実	生活安全安心課、日の出町消防団

#### 第1節 住民の防災力の向上

##### 1 住民による自助の備え

住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を自らが推進する。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火の防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止、窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- (6) 水（1日一人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品及び簡易トイレの準備
- (7) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難及び連絡方法の確認
- (8) 買い物、片付け等の日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- (9) 在宅避難に向けた食品、生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
- (10) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (11) 町が行う防災訓練及び防災事業への積極的な参加
- (12) 自主防災組織、自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (13) 「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び「個別避難計画」により円滑かつ迅速な避難への備え
- (14) 災害発生時に備えた避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- (15) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

##### 2 防災意識の啓発

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、土砂災害ハザードマップ、防災パンフレット等の作成及び配布、町ホームページへの防災情報の掲載、地域での防災訓練等、あらゆる機会を通じて、住民へ防災意識の啓発を行う。その際、避難指示が出された場合の具体的な行動を促し、避難のタイミングを逸しないよう、実践的な知識普及に努める。また、自然災害伝承碑など過去に起こった大規模災害の教訓の継承・周知に努める。防災

パンフレット等の多言語化ややさしい日本語表記などにより、外国人に対して防災知識の普及を図るほか、共助の担い手として、地域の防災訓練への参加等、交流機会の拡大に努める。

## 第2節 地域の防災力の向上

### 1 自主防災組織への加入促進

担当	生活安全安心課
----	---------

地域の防災力の向上を図るため、自治会を単位として自主防災組織が結成されている。町は、自主防災組織に未加入の住民に対し、加入するよう広報等を通じてその促進を図る。なお、自主防災組織の役割、災害時の措置及び組織例は、次のとおりである。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底</li> <li>(2) 情報伝達、救出救助、応急救護、避難等の各種訓練の実施</li> <li>(3) 避難、救助、救護、炊き出し資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄</li> <li>(4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知</li> <li>(5) 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備</li> <li>(6) 行政及び地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備</li> <li>(7) 要配慮者及び女性の視点を踏まえた避難所運営支援</li> </ul> |
|---|

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	情報の収集・伝達 広報活動	情報の収集・伝達 報告活動
消火班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	避難路(所)・標識点検	避難誘導活動
給食・給水班	器具の点給	水、食料等の配分 炊き出し等の給食・給水

組織の基本的な班編成例（自主防災組織の手引（消防庁）による）

### 2 自主防災組織への支援

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、自主防災組織の運営及び資機材の整備にあたって支援を行う。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自主防災組織の結成の促進、登録（結成への働きかけ、支援、登録）</li> <li>(2) 自主防災組織の育成・支援（リーダー研修の実施、防災訓練の支援等）</li> <li>(3) 活動のための環境整備（防災資機材、訓練場所等の整備）</li> </ul> |
|---|

- |  |
|--|
| (4) 防災に関する定期講習会の実施<br>(5) 防災関連機関の見学会の実施<br>(6) 先進的活動を行っている自主防災組織との情報交換会の実施 |
|--|

### 3 防災訓練等の実施

担当	生活安全安心課、日の出町消防団
----	-----------------

#### (1) 地域の訓練

町は、消防団と連携して自主防災組織が中心となった防災訓練等を実施する。

特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性及び青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施するよう努める。

#### (2) 施設等での訓練

小中学校、要配慮者利用施設等の管理者は、初期消火、避難訓練、応急手当等を実施し、学校においては、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

#### (3) 町は、職員に対し、本計画の概要、活動体制等防災に関し、防災訓練等を通じて知識向上を図る。

### 4 地区防災計画の作成

担当	生活安全安心課
----	---------

地区防災計画は、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等の防災活動を定めた計画である。

町は、自主防災組織等に対し地区防災計画の作成支援を行うとともに、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合で、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

地区防災計画の作成に際しては、個別避難計画との整合性に留意し、訓練等により、両計画の一体的な運用が図れるような計画を作成してもらうよう努める。

## 第3節 事業所の防災力の向上

### 1 事業所の防災計画の作成

担当	事業所
----	-----

事業所は、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画、事業継続計画（BCP）等の計画に反映する。

また、建物の安全化、防災資器材、水、食料等の非常用品の備蓄、従業員及び顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備等を行う。

### 2 自主防災体制の整備

担当	生活安全安心課、秋川消防署
----	---------------

消防法（昭和23年法律第186号）、東京都火災予防条例（昭和37年条例第65号）等により自衛消防隊等の編成、避難訓練の実施等が規定されている事業所は、組織行動力の育成を推進する。

秋川消防署は、事業所に対し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。



町は、広報紙等で事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

#### 第4節 ボランティアとの連携

担当	福祉課、生活安全安心課、日の出町社会福祉協議会、秋川消防署
----	-------------------------------

日の出町社会福祉協議会は、町と連携して災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施する。

また、市民活動団体等と避難行動要支援者の避難支援等について連携を検討する等、幅広いネットワーク及び支援体制を構築する。

また、秋川消防署は、震災時等に消防に対する支援活動を行うため、一定の要件を満たす者を東京消防庁災害時支援ボランティアとして募集、登録し、各種訓練及び講習会を実施する。

#### 第5節 消防団の活動体制の充実

担当	生活安全安心課、日の出町消防団
----	-----------------

消防団は、町、消防署と自主防災組織、住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

町は、リーフレット、消防団を紹介するホームページの活用等、消防団活動についてPR活動等を行い、消防団員の確保に努める。

また、火災対応及び救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる詰所の整備、必要な資機材、装備品、防災無線の整備に努める。

消防団は、各種訓練等を通じて対応能力向上等に努める。

## 第2章 安全な都市づくり

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 防災都市づくり	まちづくり課
第2節 建築物の安全対策の促進	総務課、生活安全安心課、まちづくり課、産業観光課、学校教育課、文化スポーツ課、施設を所管する課、都（都市整備局）
第3節 土砂災害の防止	生活安全安心課、福祉課、こども家庭センター、いきいき健康課、産業観光課、都（各所管部署）

### 第1節 防災都市づくり

#### 1 防災都市づくり

担当	まちづくり課
----	--------

##### (1) 土地区画整理事業

町は、農地が多く道路が未整備な地域等において、土地の交換分合により公共施設用地を確保し、道路・公園等の整備・改善を図り、地区環境を改善して安全かつ快適なまちを実現するため土地区画整理事業を推進する。

##### (2) 地区計画

町は、良好な住環境及び魅力あるまちづくりのため、土地利用の規制、建築物の用途・形態の制限等を総合的に定めて、良好な市街地を形成する地区計画の取り組みを推進する。

#### 2 防災空間の確保

担当	まちづくり課
----	--------

##### (1) 公園の整備

町は、災害時の避難場所等、地域の災害拠点となる都市公園の整備を図る。  
また、緊急避難場所に位置づけられた公園については、防災施設整備の充実を図る。

##### (2) 緑地の保全

町は、「日の出町緑の基本計画」に基づき、工業団地及びその周辺の緑地を確保し、災害の拡大防止機能の強化を図る。  
また、土砂災害等の災害危険箇所周辺の緑は、自然災害を防止する緑として保全を図る。

### 第2節 建築物の安全対策の促進

#### 1 建築物の耐震化

担当	まちづくり課、施設を所管する課、都（都市整備局）
----	--------------------------

(1) 民間建築物の耐震診断・耐震改修

町は、「日の出町耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化を促進する。

そのため、木造住宅の耐震診断・改修の費用の助成、耐震診断・耐震改修に関する相談窓口の設置等の支援を行う。また、2000年耐震基準についても計画の改定、費用の助成等の検討を行う。

(2) 公共建築物の耐震化

町は、「日の出町耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化率100%を目標として、耐震改修等の整備を図る。

また、「日の出町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施する。

(3) 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

町は、緊急輸送道路の沿道建物について、都や関係団体が実施する助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用制度などと連携し、耐震化を促進する。

2 エレベーター対策

担当	総務課、産業観光課、文化スポーツ課
----	-------------------

町は、公共施設におけるエレベーターの閉じ込め防止装置の設置に努める。

3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

担当	生活安全安心課、施設を所管する課、都（都市整備局）
----	---------------------------

(1) 天井等の落下防止

町は、学校、保育所等の吊り天井、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を進める。

(2) 屋外広告物に対する規制

都は、東京都屋外広告物条例に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

都は、業界団体を通じ、自動販売機の転倒防止対策の強化を図る。

(4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策

町は、防災パンフレット、町ホームページ、防災訓練等の機会を通じ、家具類の固定等について、知識の普及啓発を行う。

4 ブロック塀等の安全化

担当	生活安全安心課、まちづくり課、学校教育課、都（都市整備局）
----	-------------------------------

町は、防災パンフレット、町ホームページ、防災訓練等の機会を通じ、ブロック塀の安全対策についての知識の普及啓発を行う。

また、小中学校周囲、通学路等のブロック塀を調査し、耐震化等の安全確保を図る。

特定緊急輸送道路沿いの一定規模以上の組積造の塀については、東京都耐震改修促進計画（令和2年一部改訂）に基づき、都と連携し、耐震性が不十分な塀を解消する。

5 応急危険度判定実施体制の整備

担当	まちづくり課
----	--------

町は、地震後の二次災害を防止するため、町職員を被災建築物の応急危険度判定士の講習等に参加させる等、判定士の育成を図る。

## 6 宅地の安全化

担当	都（都市整備局）
----	----------

都は、指定された宅地造成工事規制区域内における一定の宅地造成について、法律に基づく規制を行う。

### 第3節 土砂災害の防止

#### 1 土石流対策

担当	都（建設局）
----	--------

都は、砂防法に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家、公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流を順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

#### 2 地すべり対策

担当	都（建設局）
----	--------

都は、地すべり等防止法に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

#### 3 急傾斜地崩壊対策

担当	都（建設局）
----	--------

都は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。

#### 4 土砂災害警戒区域等の対策

担当	生活安全安心課、福祉課、こども家庭センター、いきいき健康課、都（建設局、各所管部署）
----	--

町及び都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域の危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。

##### (1) 土砂災害警戒区域等の指定等

都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定等を進める。

また、土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害危険箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

なお、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定された保全地域の都有地において、近隣に民家等の保全対象施設がある箇所については、都（各所管部署）が急傾斜地崩壊対策工事を行う。

(2) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域の指定があった場合は、同区域を本計画に記載するとともに、避難情報の伝達方法等を記載したハザードマップを配布する等、警戒避難体制を整備する。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保

町は、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、診療所その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。

町は、報告を受けた避難確保計画の内容を確認し、また、避難訓練の実施状況や結果に関し、必要に応じて助言、勧告を行い、避難体制の構築を支援する。

5 農地・農業用施設の安全対策

担当	産業観光課
----	-------

町は、管理する農地・農業用施設において、周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所改修、補強工事等を実施する。

## 第3章 交通ネットワーク、ライフライン等の確保

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 道路・橋梁	建設課
第2節 河川施設	建設課
第3節 ライフライン施設	まちづくり課、総務課、都（水道局、下水道局）、東京電力パワーグリッド株式会社、通信事業者

### 第1節 道路・橋梁

#### 1 道路の整備

担当	建設課
----	-----

町は、災害時の緊急輸送道路の確保、地域の孤立を防止するため、都道の未整備路線について、整備促進を図る。

広域的なネットワークを形成する1級町道については、緊急的な対応、バリアフリー、環境等に配慮した整備を計画的に進める。2級町道については、1級町道を補完する道路として1級町道の整備にあわせ計画的に整備する。

また、災害時の安全な輸送路及び避難路を確保する。

#### 2 橋梁の整備

担当	建設課
----	-----

町は、橋梁について、「日の出町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に補強工事、架け替え工事等を進める。

### 第2節 河川施設

担当	建設課
----	-----

町は、管理する河川施設について、既存の堤防、護岸等の安全を確保する。

### 第3節 ライフライン施設

#### 1 水道

担当	都（水道局）
----	--------

都は、水道施設の耐震化及び管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

#### 2 下水道

担当	まちづくり課、都（下水道局）
----	----------------

都は、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を推進するとともに、

施設のバックアップ機能を強化する。

町は、下水道ストックマネジメント実施方針及び計画に基づき、下水道施設全体の老朽化の進展状況を考慮したうえ、施設の点検・調査、修繕・改善等を行う。

また、下水道施設が損傷した場合、早期に復旧を図るため、市町村間の相互支援の調整や都下水道局からの支援及び他自治体からの応援の受入を円滑に行うための体制づくりに努め、市町村間の協定等に基づき、訓練を実施する。

### 3 電気

担当	総務課、産業観光課、学校教育課、文化スポーツ課、東京電力パワーグリッド株式会社
----	---

東京電力パワーグリッド株式会社は、耐震設計基準に基づき電気施設を設置している。

また、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

町は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入やLPガスの活用等、自立・分散型の電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

### 4 通信

担当	通信事業者
----	-------

通信事業者は、電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

## 第4章 出火・延焼等の防止

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 出火、延焼の防止	生活安全安心課、日の出町消防団、秋川消防署
第2節 危険物等の安全化対策	学校教育課、秋川消防署、都（環境局、保健医療局、教育庁、総務局、産業労働局）

### 第1節 出火、延焼の防止

#### 1 出火の防止

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署は、出火防止について、次の対策を実施する。

##### (1) 火気設備・器具の安全化

火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔、固定等、各種の安全対策を推進する。

##### (2) 立入検査等

飲食店、百貨店、病院等の防火対象物、多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

その他の事業所、一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

##### (3) 防災計画の作成指導

各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

#### 2 初期消火体制の強化

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、住民及び事業者にも耐震措置を指導する。

また、秋川消防署及び町は、各家庭からの出火及び火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の設置について普及を図る。

#### 3 火災の拡大防止

担当	生活安全安心課、秋川消防署
----	---------------

##### (1) 消防水利の確保

町は、住宅地の拡大にあわせて、耐震性を有する防火水槽を整備する。

また、都との覚書締結により、町道、私道等の行き止まり等に設置している排水栓の活用について指定を拡大する。



(2) 消火活動が困難な地区への対策

秋川消防署は、道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。

4 消防団体制の強化

担当	生活安全安心課、日の出町消防団、秋川消防署
----	-----------------------

(1) 装備の整備

町は、消防団詰所の整備、消防ポンプ自動車、可搬ポンプ、可搬ポンプ等搬送車等必要な機械器具の整備・増強を図る。

(2) 消防団の強化

町及び消防団は、青年層等の消防団活動への参加の促進、教育訓練等を実施し、組織の強化に努める。

また、地域での防災訓練及び行事を通じて、自治会・自主防災組織との連携を強化する。

第2節 危険物等の安全化対策

1 石油等危険物施設の安全化

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施等、出火防止対策の推進を図る。

2 液化石油ガス消費施設の安全化

担当	都（環境局）
----	--------

都は、所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。

また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、施設・住宅等に応じたガス漏れ警報器、安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）等の設置を指導する。

3 高圧ガス取扱施設の安全化

担当	都（環境局）
----	--------

都は、施設を設置する際には法令に基づく基準への適合状況を審査するとともに、許可対象事業者が定める危害予防規程の届出を受理し、設置時の完成検査を実施するとともに定期的な保安検査を行う。

また、随時立入検査を実施し、施設の適正な維持管理及び安全性確保に努める。

4 毒物・劇物取扱施設の安全化

担当	学校教育課、都（保健医療局、教育庁）
----	--------------------

都は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的防災訓練の実施等を指導する。

都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、町教育委員会を通じ「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努

める。

町は、小中学校で使用する薬品類の管理徹底を周知する。

## 5 放射線等使用施設の安全化

担当	都（保健医療局）
----	----------

都は、RI<sup>※</sup>使用医療機関で被害が発生した場合には、RI 管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行う等、地域住民の不安除去に努める。

また、RI による、環境汚染に伴う被ばく、医療及び職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、RI 対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

※放射性同位元素（ラジオアイソトープ）

## 第5章 応急対応力の強化

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 広域連携体制の構築	生活安全安心課
第2節 情報通信の確保	生活安全安心課
第3節 医療救護・保健等対策	生活安全安心課、いきいき健康課
第4節 避難対策	生活安全安心課、福祉課、子ども家庭センター、いきいき健康課、施設を所管する課
第5節 帰宅困難者対策	生活安全安心課
第6節 物流・備蓄・輸送対策	総務課、生活安全安心課
第7節 住民生活再建対策	生活安全安心課、税務課、町民課、まちづくり課、福祉課、子ども家庭センター、いきいき健康課

### 第1節 広域連携体制の構築

#### 1 総合応援体制の構築

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、自治体との相互応援協力に関する協定を締結し、要員、資機材の提供、広域避難における他区市町村への避難・他区市町村からの避難者の受入れ等での協力体制を構築する。

また、自治体、関係機関等からの応援を受け入れるために、受援応援を担う部門の手順、ルール等を明確にした災害時受援応援計画の策定を検討する。

#### 2 事業者等との協力体制の構築

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、災害時に人員、応急資機材、救援物資、要配慮者の支援等の協力活動を迅速かつ円滑に行えるよう、また、広域避難時に円滑な住民の輸送が行えるよう、民間事業者・団体等との応援協定を締結する。

### 第2節 情報通信の確保

#### 1 無線の整備

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、電話の寸断等が想定されるため、町内の消防、警察、ライフライン関連施設、病院、学校等と相互に通信が可能な無線の整備を図る。

#### 2 その他の通信手段の確保

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、防災行政無線以外を活用して情報を伝達するため、日の出町お知らせメールへの登録促進及

び公式X（旧ツイッター）の活用についてPRを行う。

また、防災行政無線を補完するため、その他の通信手段の導入について検討する。

### 第3節 医療救護・保健等対策

#### 1 医療・保健体制の構築

担当	いきいき健康課、福祉課
----	-------------

##### (1) マニュアルの整備・更新

町は、災害時の保健活動及び医療救護活動を円滑に実施するため、「日の出町災害時保健活動マニュアル」を策定しており、同マニュアルを毎年、定期的に更新し、対策の実効性を確保する。

##### (2) 地域災害医療コーディネーターの設置

町は、西多摩圏域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う「あきる野ブロック災害医療コーディネーター」のもと、災害時の医療・福祉活動に取り組めるよう、組織体制や情報連絡体制を構築する。

##### (3) 関係機関・地域の関係者との連携

町は、西多摩医療圏での地域災害医療連携会議による協議を受けて、医療救護所の設置、医療救護班の編成等の災害医療体制について、西多摩医師会（日の出町医師会）、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会と連携を図る。

また、災害時において保健・医療・福祉等機関との協力や、自治会長や民生児童委員など地域の関係者との連携を図るため、平常時の業務を通じて地域の関係機関との役割や特徴の把握、顔の見える関係づくりに努める。

#### 2 医薬品等の備蓄

担当	いきいき健康課
----	---------

町は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、備蓄を行うほか、西多摩薬剤師会、医薬品販売事業者等と応援協力の協定締結等により連携を図る。

### 第4節 避難対策

#### 1 避難行動要支援者の避難体制の整備

担当	いきいき健康課、福祉課、こども家庭センター、生活安全安心課
----	-------------------------------

町は、要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）について、日の出町避難行動要支援者名簿登録台帳及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を構築する。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に際しては、庁舎等の被災により、情報の活用に支障が生じないよう、バックアップ体制等に留意する。

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、氏名、年齢、性別、世帯主、住所、電話番号、支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。

情報は、避難行動要支援該当者からの名簿登録申込書の他、関係部署のデータを活用する。

#### ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- (ア) 介護保険制度の要介護3から要介護5までの者
- (イ) 身体障害者手帳1級または2級である者
- (ウ) 東京都愛の手帳（療育手帳）1度または2度である者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級または2級である者
- (オ) 75歳以上で構成する世帯に属する者
- (カ) その他、避難の支援が必要であると町長が認める者

#### イ 名簿の更新

名簿は、原則として毎年度更新し、常に最新の情報を把握するよう努める。

#### (2) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に基づき、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援に携わる関係機関、民生委員、地域住民、NPO等と連携し、避難行動要支援者の具体的な避難方法等について、本人の同意の元、個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者においては災害時個別支援計画）の作成を促進する。

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿の記載情報に加え、避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先や、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項を記載する。

#### ア 個別避難計画作成の対象者

個別避難計画は、避難要支援者名簿に記載される避難の確保を図るために特に支援を要する者とし、被災リスクや本人の実情等を踏まえ、優先度の高い要支援者から計画を作成する。

#### イ 計画の更新

医療・福祉関係者等と連携し、要支援者の心身の状況等の把握に努め、必要に応じ、適宜、計画を更新する。

#### (3) 要支援者情報の提供

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、要支援者本人等の同意のもと、避難支援等の実施に必要な限度で、平時より避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。

#### ア 避難支援等関係者となる者

平常時に名簿、個別避難計画情報を提供し、支援を行う者は、次のとおりとする。

秋川消防署、五日市警察署、民生児童委員、自治会長連合会、日の出町消防団、日の出町包括支援センター（高齢者に限る）、日の出町社会福祉協議会（高齢者、障がい者に限る）

#### イ 情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例に留意し、目的外利用の禁止、守秘義務が課せられていること等を十分に説明し、適切な措置を講じる。

#### (4) 通知又は警告の配慮

要支援者等への避難等に関する通知又は警報は、防災行政無線及び個別の伝達に加え、日の出町お知らせメールを活用する。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援者の安全を確保するため、支援できない可能性もあること等を要支援者等に理解してもらうように努める。

2 緊急避難場所・避難所の指定

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、緊急避難場所及び避難所を指定し、ハザードマップ、ホームページ等で住民に周知する。

指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。

指定緊急避難場所	ア 居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所 イ 異常現象の種類ごとに指定
指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

3 緊急避難場所・避難所の整備

担当	生活安全安心課、施設を所管する課
----	------------------

(1) 耐震性の確保

町は、緊急避難場所及び避難所に指定した施設において、耐震診断等を実施し耐震性の確保を図る。

特に、体育館等は天井、照明器具、ガラス窓等の二次構造部材の耐震性を確保する。

(2) 生活環境の整備

町は、避難所における仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備、また、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備に努める。

(3) 備蓄

町は、指定した施設に食料、飲料水、間仕切り、組立式簡易ベッド、仮設トイレ等、避難所生活に必要な物資、資機材を備蓄する。

(4) 誘導標識等の整備

町は、緊急避難場所及び避難所の誘導標識を設置する。その場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、対応する災害の種別を明示する。

また、住民に標識の見方に関する周知に努める。

4 避難所管理運営体制の整備

担当	生活安全安心課、福祉課、こども家庭センター、いきいき健康課
----	-------------------------------

(1) 自主的な運営体制の整備

町は、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう避難所管理運営マニュアルを作成し、自主防災組織等に周知を図る。

また、避難場所・避難所の開設に際し、自主防災組織等が主体となって行えるよう開設訓練を実

施する。その場合、新型インフルエンザ等の感染症予防対策に配慮する。

(2) 女性ほか要配慮者への配慮

避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼間を問わず安心して利用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のポスター掲載など、女性や子供への性暴力・DV等の予防に努める。

また、女性や子供、高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人の方等も含め、関係機関等との連携のもと、避難所生活における負担や被害について相談できる体制の構築に努める。

(3) 新型感染症等対策

新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針（別冊）」を参考に、レイアウトやゾーニングを検討し、避難所が過密にならないよう努める。

5 要配慮者の支援体制の整備

担当	いきいき健康課、福祉課、こども家庭センター、生活安全安心課
----	-------------------------------

(1) 二次避難所（福祉避難所）の確保

町は、緊急避難場所・避難所において一時滞在が困難な要配慮者を受け入れるため、公共施設等を二次避難所（福祉避難所）として確保し、特定の対象者のための避難所として、住民に周知する。

また、社会福祉法人等と災害時の要配慮者の受入れに関する協定を締結するほか、個別避難計画の作成に際し、避難行動要支援者が二次避難所（福祉避難所）に直接避難できるよう調整する。

(2) 支援体制の整備

町は、災害時に社会福祉協議会、事業者等と連携して、避難所及び在宅の要配慮者の支援を継続して行えるよう支援体制を構築する。

6 飼養動物の同行避難体制の整備

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、災害時の飼養動物の同行避難に備えた動物の適正な飼養、災害時の備え等に関して、飼い主への普及啓発を実施する。

また、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備するよう努める。

第5節 帰宅困難者対策

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、徒歩帰宅時に支援を受けることができる災害時帰宅支援ステーション等の情報を周知する。

第6節 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・生活必需品等の整備

担当	生活安全安心課
----	---------

(1) 町の備蓄

町は、都と連携し、発災後3日分の備蓄に努める。

備蓄に際しては、内閣府が運営する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。

備蓄目標	最大避難者1,631人×3食×3日
備蓄品目	<p>ア アルファ化米、飲料水等の食料品</p> <p>イ 毛布、紙おむつ、簡易トイレ、生理用品、肌着、カーペット、間仕切り、ブルーシート、ポリ容器等の生活必需品（子供、女性等の様々なニーズに対応した物資の確保に留意する。）</p> <p>ウ 乳幼児用のミルク、哺乳瓶等についても備蓄する。また、アレルギー対策についても考慮するよう努める。</p> <p>エ マスク、消毒液等の感染症対策を含む保健衛生用品</p>

(2) 備蓄場所の確保

町は、小中学校については空き教室等を備蓄場所として確保しているが、今後は、外スペースも利用した備蓄体制の構築に努める。

また、孤立集落等についても、地区毎に防災備蓄庫の整備に努める。

現在の備蓄場所は、次のとおりである。

ア	防災活動拠点（役場）
イ	地区拠点（平井・新井・北大久野・玉の内防災備蓄庫、グリーンプラザ、やまびこホール、肝要の里、大久野中学校、平井中学校、平井小学校、本宿小学校）

(3) 流通備蓄の確保

町は、町内外の小売業者等との協定締結により食料及び生活必需品の確保を行う。

また、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

(4) 家庭内備蓄の促進

町は、家庭及び事業所において、災害時に必要とする食料、非常用トイレをはじめとする生活必需品等を備蓄するよう啓発する。

家庭については、「自助」の備えを重要視し、最低3日分、推奨1週間分を備蓄するよう啓発する。

また、事業所（学校も含む）においても、都帰宅困難者対策条例に基づき、従業員の3日分を備蓄するよう啓発する。

2 給水体制の整備

担当	生活安全安心課、まちづくり課
----	----------------

(1) 行政備蓄

町は、ペットボトル等の飲料水の備蓄を行う。都から貸与された応急給水器具については、各避難所に保管して運用する。

(2) 家庭内備蓄の促進

町は、家庭及び事業所において、1人1日あたり3リットルを基準とし、最低3日分、推奨1週間分の備蓄を行うよう啓発する。

さらに、平常時から水の汲み置き等により生活水の確保に努めるよう啓発する。



### 3 物資集積場所体制の整備

担当	生活安全安心課
----	---------

町は、救援物資を受け入れ、避難所へ搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、物資集積場所を指定する。

また、大量の救援物資を集積する必要がある場合は、民間物流事業者のノウハウを活用できるよう協定の締結に努める。

### 4 輸送体制の整備

担当	生活安全安心課、総務課
----	-------------

#### (1) 車両調達体制

町は、物資、人員の輸送を行うため、輸送事業者と協定を締結するよう努める。

#### (2) 緊急通行車両等の事前届出

町は、保有する車両について、公安委員会（五日市警察署）に緊急輸送車両の事前届出を行い、事前届出済証の交付を受ける。

## 第7節 住民生活再建対策

### 1 生活再建のための事前準備

担当	まちづくり課、税務課、町民課
----	----------------

#### (1) 被災建物・宅地危険度判定実施体制

町は、関係団体が開催する講習会に職員を参加させる等、判定士の養成・確保に努める。

#### (2) 住家等被害認定調査実施体制

町は、住家等被害認定調査、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメント及び実務を担う人材の育成に向けて、研修及び訓練を実施する。

### 2 建設型応急住宅への対応

担当	まちづくり課、学校教育課
----	--------------

建設応急住宅の候補地は、本宿小学校グラウンド、大久野小学校グラウンド、平井小学校グラウンドとする。

### 3 トイレの確保及びし尿処理

担当	生活安全安心課、まちづくり課
----	----------------

#### (1) 仮設トイレ等の整備

町は、災害用仮設トイレを、災害発生当初は50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合は約20人当たり1基配備できるよう必要な資機材の備蓄及び事業者との協定締結により調達体制の整備に努める。

#### (2) 災害用マンホールトイレの整備

町は、避難所に指定されている施設に災害用マンホールトイレの整備に努める。また、マンホールトイレを円滑に設置できるよう、平時から設置訓練を行うように努める。

(3) し尿処理体制の整備

町は、し尿処理委託業者等と連携を図り、搬送方法、搬送手段、管理体制等を検討する。

4 災害廃棄物処理体制の整備

担当	生活安全安心課、福祉課、いきいき健康課
----	---------------------

町は、令和4年5月に策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、以下の体制整備に努める。(詳細は、「災害廃棄物処理基本計画」による。)

(1) 関係機関との連携体制の整備

町は、西秋川衛生組合、西秋川衛生組合構成市町村、都及びその他災害廃棄物の収集・運搬・処理等に係る関係機関との連絡窓口・連絡方法について、平時より共有するとともに、複数の連絡手段を整備する。

(2) 廃棄物量の推計・仮置き場候補地の検討

町は、都が実施した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく、最大被害の地震(多摩東部直下地震)に際しての災害廃棄物量について推計し、同廃棄物量に対応する仮置き場について候補地を検討する。

(3) 損壊家屋等の撤去等体制の整備

町は、財務部局や建設部局等と連携し、損壊家屋の解体・撤去に係る手順・手続き等を定め、また、損壊家屋等の権利関係や延べ床面積の把握等を円滑に行えるよう、罹災証明の発行業務と連携した体制を検討する。

(4) 教育訓練の実施

町は、庁内での定期的な教育・訓練の実施、国や都が実施する訓練に参加することで、災害廃棄物処理への対応力向上を図る。また、訓練の結果を踏まえ、災害廃棄物に係る協定の内容や、災害廃棄物処理基本計画の点検・見直しを図る。

## 第3部 災害応急対策計画

### 第1章 時間軸に沿った震災対応シナリオ

応急対策の各施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

発災から4日目以降まで、概ね以下のような震災対応シナリオが想定される。

#### 1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

##### 【危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク】

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

#### 2 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

##### 【救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン】

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

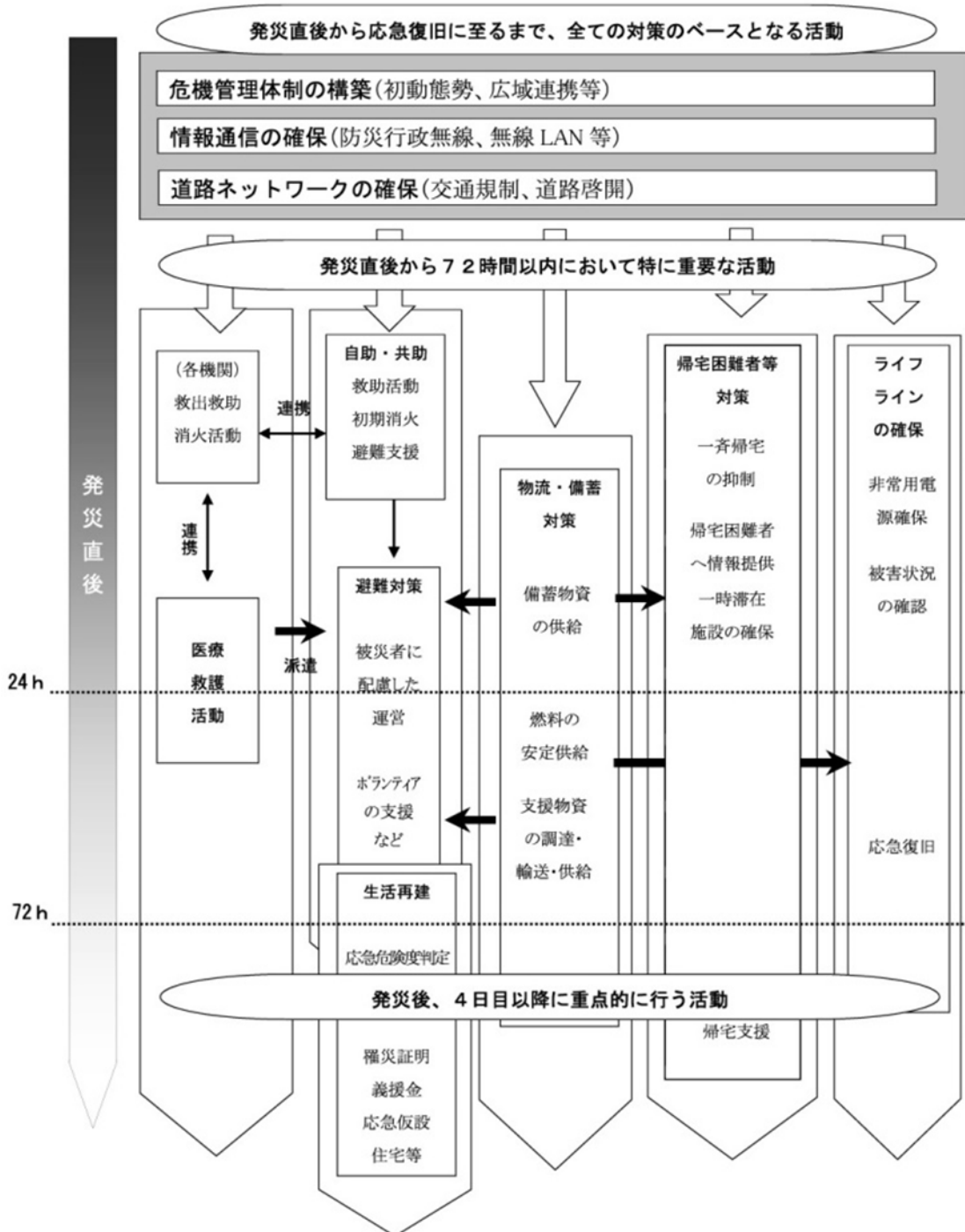
帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

#### 3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

##### 【生活再建、帰宅支援】

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅等への早期の入居を実現していかなければならない。



第3部 災害応急対策計画

## 第2章 防災体制の確立

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 配備体制の確立	各班
第2節 職員の動員・配備	各班
第3節 災害対策本部等の設置、運営	各班

### 第1節 配備体制の確立

#### 1 配備体制

地震災害に関する町の配備体制は、次のとおりとする。

態勢	基準	内容	配備職員
警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度4の地震が発生したとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	主に情報収集、報告を行う態勢	生活安全安心課防災担当
第1非常態勢 （災害警戒本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	情報収集、報告のほか、施設の点検及び被害に備えた対策を準備する態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>副町長</li> <li>生活安全安心課</li> <li>課長</li> <li>各課長が指名する職員</li> </ul>
第2非常態勢 （災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度5強の地震が発生したとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	救助、その他、災害の拡大を防止するための通常業務を継続しながら災害対策を行う態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長、副町長</li> <li>係長以上の職員</li> <li>課長が指名する職員</li> </ul>
第3非常態勢 （災害対策本部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>町長が必要と認めたとき</li> </ul>	町の全力をもって災害対策を行う態勢	全職員

#### 2 配備の決定

震度による自動配備を基本とする。その他は町長が決定する。

### 第2節 職員の動員・配備

#### 1 動員方法

##### (1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話連絡等により、生活安全安心課が各課長に配備体制の伝達を行う。各課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

(2) 勤務時間外

勤務時間外は、震度による自動参集とする。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位ごとに総務課に参集報告を行う。

第3節 災害対策本部等の設置、運営

1 災害警戒本部の設置、運営

町長は、次の基準に基づき副町長を本部長とした災害警戒本部を設置し、災害情報の収集、施設の点検等を行う。

災害警戒本部の運営は、災害対策本部を準用する。

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ア 町内で震度5弱の地震が発生したとき<br>イ 町長が必要と認めたとき |
|--------------------------------------|

2 災害対策本部の設置

(1) 本部の設置基準

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法及び日の出町災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

設置の基準は、次の基準とする。震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に設置する。

- |  |
|--|
| ア 町内で震度5強以上の地震が発生したとき<br>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき<br>ウ 町長が必要と認めたとき |
|--|

(2) 本部の設置場所

災害対策本部は、役場庁舎に設置する。

役場庁舎が使用できない場合は、次の候補施設に設置する。

- |  |
|--|
| ア ひのでグリーンプラザ<br>イ やまびこホール<br>ウ 役場近くの屋外にテント等の設置 |
|--|

(3) 災害対策本部設置の報告・通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を都に報告し、併せて、警察署、消防署、その他関係機関に通知する。

3 災害対策本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

- |         |         |              |
|---------|---------|--------------|
| 第1位 副町長 | 第2位 教育長 | 第3位 生活安全安心課長 |
|---------|---------|--------------|

## (2) 本部長室会議

本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部長室会議を開催する。本部長室会議は、本部長、副本部長、本部長で構成する。

本部長室会議の協議事項は、次のとおりである。

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| ア | 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び廃止に関すること。       |
| イ | 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。              |
| ウ | 避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。              |
| エ | 都等への応援要請に関すること。                    |
| オ | 自衛隊の災害派遣要請の要求、関係機関等に対する応援要請に関すること。 |
| カ | 災害対策の調整に関すること。                     |
| キ | その他重要な事項に関すること                     |

## (3) 関係機関連絡室の設置

本部長は、災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し連絡員の派遣を求める。

## (4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、山間地での局地的な災害が発生し、現地での関係機関による調整等が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

## (5) 各部班の事務分掌

災害対策本部を構成する部班の事務分掌を章末に示す。

なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、本部長室会議で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。

## 4 本部機能等の維持

### (1) 庁舎機能

本部長は、役場及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により本部機能を維持する。

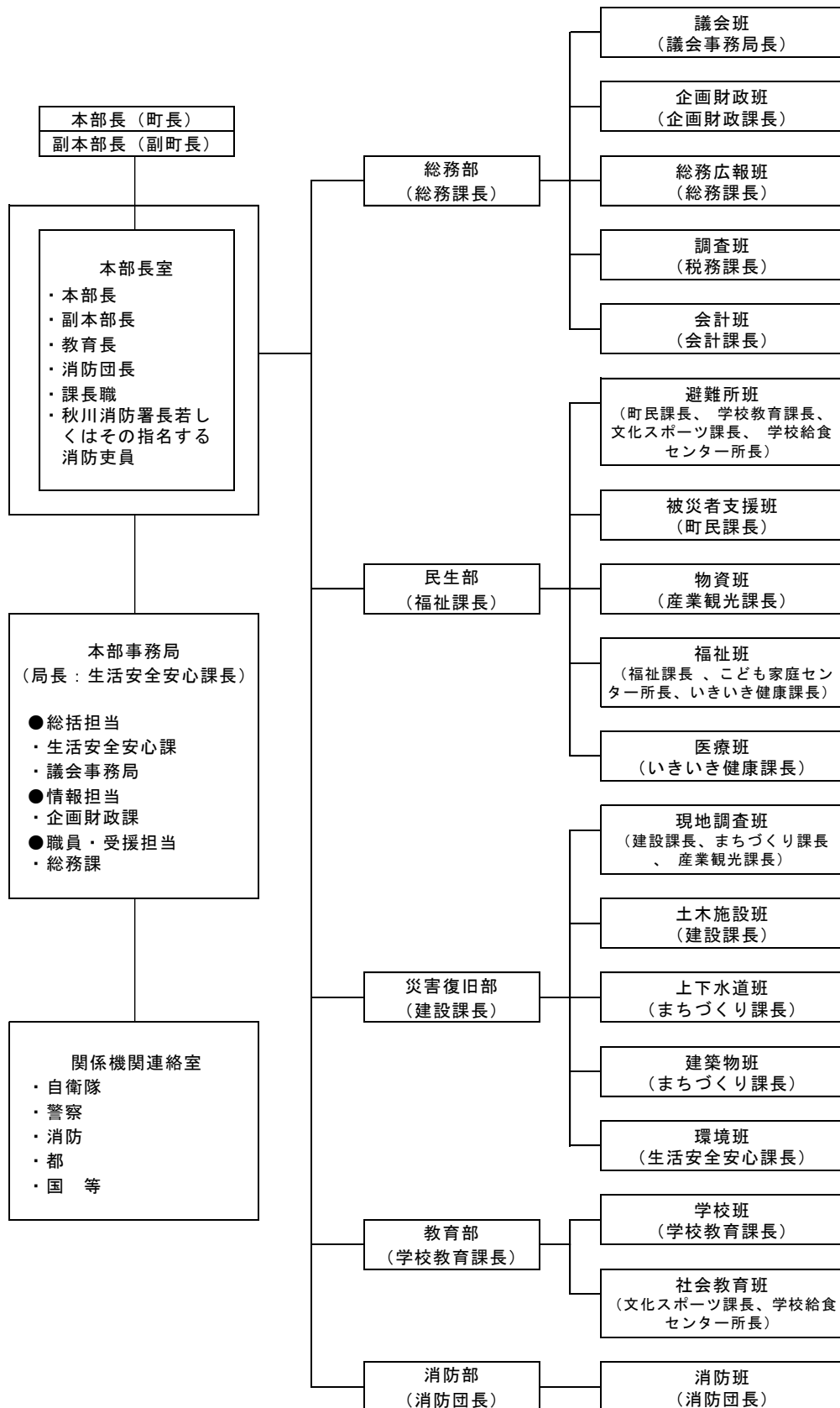
### (2) 災害対策要員の補給

本部長は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

## 5 災害対策本部の廃止

本部長は、災害の発生するおそれなくなった場合、又は応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部組織図



※組織改正等により欠員が生じた班長においては相応の職員でもってこれに充てる



### 災害対策本部事務分掌表

#### ■共通事項

1	所管施設の被害状況調査、応急復旧及び復旧計画に関すること。
2	関係機関、団体等との連絡調整及び被害状況調査に関すること。
3	所管施設の利用者の安全確保に関すること。
4	避難所の運営に関すること。
5	災害復旧国庫補事業等、激甚災害指定に向けた対応に関すること。
6	各部各班の応援に関すること。
7	本部長の特命事項に関すること。

#### ■本部事務局（局長：生活安全安心課長）

担当	配置職員	事務分掌
総務担当	生活安全安心課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の設置、運営に関すること。</li> <li>2 災害対策の総括に関すること。</li> <li>3 非常配備態勢の発令・廃止の伝達に関すること。</li> <li>4 国、都、区市町村、自衛隊、関係機関への応援要請及び連絡調整に関すること。</li> <li>5 都本部との連絡及び報告に関すること。</li> <li>6 気象情報等の収集及び伝達に関すること。</li> <li>7 避難指示等の伝達及び警戒区域の設定に関すること。</li> <li>8 防災無線の運用統制に関すること。</li> </ol>
情報担当	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害情報の収集、整理に関すること。</li> <li>2 各班への情報提供に関すること。</li> <li>3 外国人への情報提供等の支援に関すること。</li> </ol>
職員・受援担当	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員、配置に関すること。</li> <li>2 派遣職員の受入れに関すること。</li> <li>3 災害対策要員への飲料水、食料等の支援に関すること。</li> </ol>

#### ■総務部（部長：総務課長）

班	班長	配置職員	事務分掌
議会班	議会事務局長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議会議員との連絡調整に関すること。</li> </ol>
企画財政班	企画財政課長	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町有財産の災害調査の総括に関すること。</li> <li>2 災害救助法（昭和22年法律第118号）に係る繰替支弁金の申請に関すること。</li> <li>3 大規模災害に関する復興計画の策定に関すること。</li> <li>4 国、都への災害に係わる要望、陳情に関すること。</li> <li>5 災害時の応急財政措置に関すること。</li> </ol>
総務広報班	総務課長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎等の被害調査及び応急・復旧に関すること。</li> <li>2 庁舎機能の維持に関すること。</li> <li>3 町有車両の管理、燃料の確保に関すること。</li> <li>4 輸送の要請に関すること。</li> <li>5 災害広報に関すること。</li> <li>6 報道関係機関との連絡に関すること。</li> <li>7 視察者、見舞者への対応に関すること。</li> </ol>
調査班	税務課長	税務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家等の被害認定調査に関すること。</li> <li>2 税の減免措置等に関すること。</li> </ol>
会計班	会計課長	会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策に必要な現金の出納に関すること。</li> <li>2 指定金融機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>3 義援金・見舞金の受入れに関すること。</li> </ol>

■民生部（部長：福祉課長）

班	班長	配置職員	事務分掌
避難所班	町民課長 学校教育課長 文化スポーツ課長 学校給食センター所長	町民課 学校教育課 文化スポーツ課 学校給食センター	1避難所の開設及び運営の総括に関する事 2避難者の把握に関する事 3安否情報の収集及び提供に関する事
被災者支援班	町民課長	町民課	1 遺体の収容、処理及び火葬に関する事。 2 罹災証明書、被災届出受理証の発行に関する事。 3 住民相談窓口の開設及び運営に関する事。 4 応急仮設住宅等入居者の選定及び支援に関する事。
物資班	産業観光課長	産業観光課	1 食料・生活必需品等の供給に関する事。 2 帰宅困難者に関する事。
福祉班	福祉課長 こども家庭センター所長 いきいき健康課長	福祉課 こども家庭センター いきいき健康課	1 避難行動要支援者の避難支援に関する事。 2 要配慮者の支援に関する事。 3 二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する事。 4 災害ボランティアに関する事。 5 応急保育に関する事。 6 災害弔慰金等に関する事。
医療班	いきいき健康課長	いきいき健康課	1 医療対策に関する事。

■災害復旧部（部長：建設課長）

班	班長	配置職員	事務分掌
現地調査班	建設課長 まちづくり課長 産業観光課長	建設課 まちづくり課 産業観光課	1 現地調査に関する事。 2 災害危険箇所に関する事。 3 農林業の被害に関する事。
土木施設班	建設課長	建設課	1 道路、河川等に関する事。 2 障害物の除去に関する事。
上下水道班	まちづくり課長	まちづくり課	1 下水道に関する事。 2 給水に関する事。
建築物班	まちづくり課長	まちづくり課	1 応急仮設住宅等に関する事。 2 被災建築物、宅地の危険度判定に関する事。
環境班	生活安全安心課長	生活安全安心課	1 し尿・汚水の処理に関する事。 2 仮設トイレの設置及び維持管理に関する事。 3 災害廃棄物処理に関する事。 4 環境保全及び公害発生の防止に関する事。 5 動物保護等に関する事。 6 放射能対策に関する事。 7 消毒に関する事。

■教育部（部長：学校教育課長）

班	班長	配置職員	事務分掌
学校班	学校教育課長	学校教育課	1 応急教育に関すること。
社会教育班	文化スポーツ課長 学校給食センター所長	文化スポーツ課 学校給食センター	1 文化財の被害状況調査及び応急保護対策に関すること。

■消防部（部長：消防団長）

班	班長	配置職員	事務分掌
消防班	消防団長	消防団員	1 救助、捜索、消火に関すること。 2 避難支援に関すること。

### 第3章 災害情報の収集・伝達・報告

#### ■対策の体系

項目	担当
第1節 通信手段の確保	本部事務局
第2節 災害情報の収集・伝達・報告	本部事務局、現地調査班、東京管区气象台
第3節 広聴・広報活動	総務広報班、被災者支援班
第4節 安否情報の提供	避難所班

#### 第1節 通信手段の確保

##### 1 通信手段

担当	本部事務局
----	-------

町は、次の手段を用いて通信を確保する。

手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）を活用し、町内の関係機関と連絡を行う。
町防災行政無線	固定系 町役場（親局）から屋外拡声局（子局）への一斉放送により住民等に対し情報を伝達する。
	移動系 町役場と現場等と連絡を行う。
都防災行政無線	東京都防災行政無線により、都、各関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
衛星携帯電話	町役場と孤立の可能性のある地区（報徳会館、長井公会堂）との連絡を行う。
お知らせメール	町役場から登録者のパソコン、携帯電話にメールを送付する。
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、町に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
災害情報共有システム（Lアラート※）	災害情報共有システム（Lアラート）により、町等が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

※地方公共団体等が発出した避難指示等の災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤

##### 2 通信手段が使用不能となった場合の措置

担当	本部事務局
----	-------

町は、通信手段が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し通信の確保を図る。

## 第2節 災害情報の収集・伝達・報告

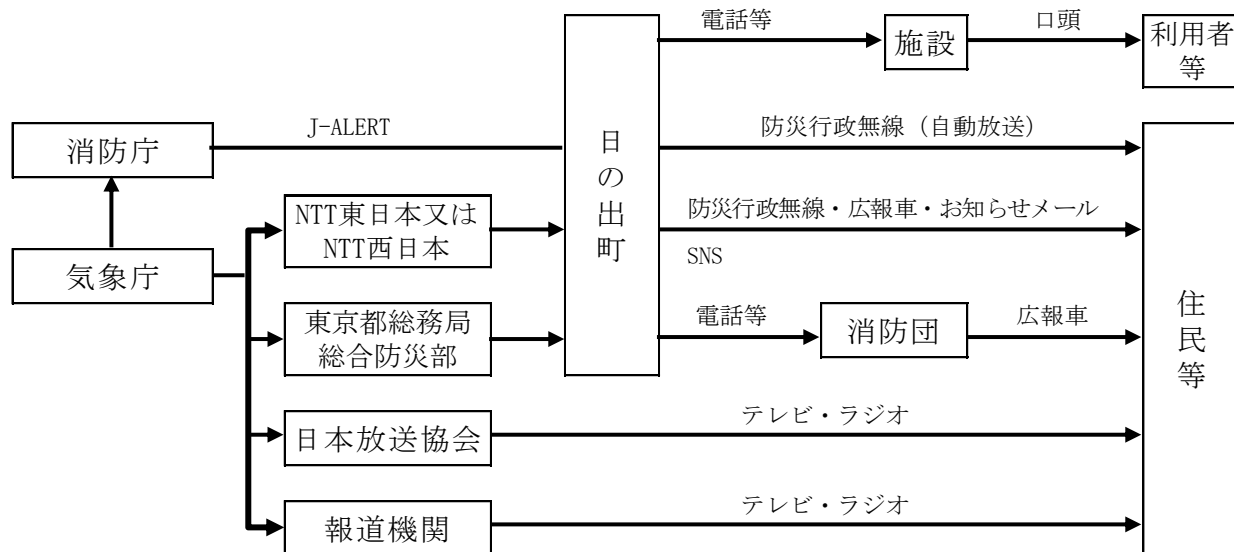
### 1 地震情報の収集・伝達

担当	本部事務局、東京管区気象台
----	---------------

東京管区気象台は、次の地震情報等を発表する。

町は、これらの情報を収集する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表



## 2 異常現象等の通報義務

担当	本部事務局
----	-------

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

町は、通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都</li> <li>(2) 東京管区气象台</li> <li>(3) 地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者</li> </ul> |
|--|

## 3 被害調査

担当	現地調査班
----	-------

町は、現地調査班を編成し、家屋の倒壊、道路・橋梁の被害、土砂災害の発生状況等の現地調査を実施する。

## 4 都への報告

担当	本部事務局
----	-------

町は、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊、火災が多発する災害が発生した場合及び都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

### (1) 報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりである。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 災害の原因</li> <li>イ 災害が発生した日時</li> <li>ウ 災害発生した場所又は地域</li> <li>エ 被害状況（東京都地域防災計画記載「被害程度の認定基準」に基づき認定）</li> </ul> |
|--|

- |   |  |
|---|--|
| オ | 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置<br>・災害対策本部の設置状況<br>・主な応急措置の状況（日時、場所、活動人員、使用資機材等）<br>・その他必要事項 |
| カ | 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類   |
| キ | その他必要な事項   |

(2) 報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）への入力により報告する。

ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する。

(3) 報告の種類、期限等

報告の種類、期限等は、次のとおりである。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告、被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第3章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

5 国への報告

担当	本部事務局
----	-------

町は、火災・災害等即報要領の直接即報基準に基づき、町内で震度5強以上の地震が発生した場合は、第一報として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

なお、直接即報は、被害の有無を問わず行う。

第3節 広聴・広報活動

1 広聴活動

担当	被災者支援班
----	--------

町は、役場に臨時被災者相談所を設置し、各種の相談、要望、苦情等を聴取する。

また、避難所において被災者の要望等を聴取する。

2 広報活動

担当	総務広報班
----	-------

(1) 広報手段

住民に対する広報手段は、次のとおりである。

ア 防災行政無線	イ ホームページ	ウ 広報紙
エ お知らせメール	オ SNS	カ 広報車
キ 避難所等での掲示		

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

ア 災害発生状況	イ 火災等の二次災害防止に関する情報
ウ 被害、ライフラインに関する情報	エ 町の活動状況に関する情報
オ 避難指示等に関する情報	カ 被災者支援に関する情報

3 報道機関への対応

担当	総務広報班
----	-------

(1) 広報の要請

町は、放送による広報が必要な場合、都に要請する。

(2) 報道発表

町は、必要に応じて臨時の記者発表を行う。発表内容は、あらかじめ本部長が認めた情報とする。

(3) 報道機関への要請

町は、報道機関から取材活動申し込みの受付を行う。その際、被災地の取材活動については、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう要請する。

なお、避難所等における被災者への取材は、避難所運営組織等が許可したものとする。

第4節 安否情報の提供

担当	避難所班
----	------

町は、被災者の安否情報について家族、親族等から照会があった場合、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者及び第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

照会への回答に当たっては、必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者簿等）を内部利用し、必要に応じて五日市警察署等に対して被災者の安否に関する情報提供を求める。



## 第4章 災害救助法の適用

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 災害救助法の適用	企画財政班、関係各班
第2節 災害救助の実施手続	企画財政班、関係各班

### 第1節 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の適用

担当	関係各班、企画財政班
----	------------

町長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

町長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合、町長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

#### (1) 災害が発生した段階での適用

ア 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。

- ・町内の住家滅失世帯数が、50 以上になったとき。(基準1号)
- ・都内の住家滅失世帯数が2,500 以上になり、かつ、町内の住家滅失世帯数が25 以上になったとき。(基準2号)
- ・都内の住家滅失世帯数が12,000 以上になり、かつ、町内で多数の世帯の住家が滅失したとき。(基準3号)

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合。(基準4号)

#### (2) 災害が発生するおそれがある段階での適用

国に災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置され、当該本部が告示する所管区域に町が含まれ、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助の必要があるとき。

※住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊(全焼・流失)した世帯を標準とするが、半壊(半焼)世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

#### 2 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次の種類の救助がある。

なお、災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都

知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

(1) 災害発生した段階での救助

救助の種類	関係班	対策の掲載箇所
避難所及び応急仮設住宅の 供与	本部事務局、避難所班 被災者支援班、建築物班	第6章第5節「避難生活」 第12章第4節「応急仮設住宅等の 供給」
炊き出しその他による食品 の給与及び飲料水の供給	避難所班、物資班、上下水道 班	第9章第1節「生活救援物資の供 給」
被服、寝具、その他生活必 需品の給与又は貸与	避難所班、物資班、	第9章第1節「生活救援物資の供 給」
医療及び助産	医療班	第8章第1節「災害医療救護」
被災者の救出	被災者支援班	第5章第2節「救助・救急活動」 第11章第1節「行方不明者の捜 索」
災害によって住居又はそ の周辺に運ばれた土石、竹 木等で、日常生活に著しい 支障を及ぼしているもの の除去	土木施設班	第10章第3節「障害物の除去」
被災した住宅の応急修理	建築物班	第12章第3節「被災住宅の応急 修理」
学用品の給与	学校班	第9章第3節「応急教育等」
埋葬	被災者支援班	第11章第3節「火葬等」
死体の捜索及び処理	被災者支援班	第11章第2節「遺体の取扱い」

(2) 災害が発生するおそれがある段階での救助

救助の種類	関係班	対策の掲載箇所
避難所の供与	本部事務局、避難所班	第6章第5節「避難生活」

第2節 災害救助の実施手続

1 災害報告

担当	関係各班、企画財政班
----	------------

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、町は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

2 関係帳票の作成・報告

担当	関係各班、企画財政班
----	------------

町は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録し帳票を作成する。

各関係帳票は、とりまとめを行い、都知事に報告する。

### 3 救助の程度・方法及び期間

基準額等については、災害救助法施行細則（昭和23年3月東京都規則第35号）による。

### 4 従事命令等

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。

種類	内容
従事命令	○一定の業種のもので、救助に関する業務に従事させる権限 (例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等
協力命令	○被災者その他近隣のもので、救助に関する業務に協力させる権限 (例) 被災者を炊き出しに協力させる等
管理使用保管命令及び収用	○特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限 (管理) 救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限 (使用) 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限 (保管命令) 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限 (収用) 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限 なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

## 第5章 応援・派遣

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 都・関係機関への要請	本部事務局
第2節 事業者・団体等への応援要請	本部事務局本部事務局（協定を運用を担当する班）
第3節 自衛隊の災害派遣要請	本部事務局、自衛隊
第4節 町の受援体制	本部事務局

### 第1節 都・関係機関への要請

#### 1 都に対する応援要請

担当	本部事務局
----	-------

町長は、災害が発生し、応急災害対策を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、次の事項を明らかにして応援の要請又は応援のあつせんを求める。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害の情况及び応援を求める理由災害の情况及びあつせんを求める場合はその理由</li> <li>(2) 応援を希望する機関名</li> <li>(3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量</li> <li>(4) 応援を必要とする場所、期間</li> <li>(5) 応援を必要とする活動内容</li> <li>(6) その他必要な事項</li> </ul> |
|---|

#### 2 指定地方行政機関等への応援要請

担当	本部事務局
----	-------

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、都知事に対し、次の職員の派遣、あつせんを求める。

内容	根拠法令
指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん	災害対策基本法第30条
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17の規定による職員の派遣及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項の規定による職員の派遣	災害対策基本法第30条

#### 3 区市町村への応援要請

担当	本部事務局
----	-------

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第67条の規定により締結している「震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、多摩地区の市町村長に対し応援を求める。

また、災害対策基本法第67条の規定に基づきその他の区市町村に応援を求める。

#### 4 関係機関への応援要請

担当	本部事務局
----	-------

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認める場合は、相互応援協等に基づき関係機関等へ応援を要請する。

※町が締結している協定は、資料編に示す。

#### 第2節 事業者・団体等への応援要請

担当	本部事務局（協定を運用を担当する班）
----	--------------------

町長は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定を締結する事業者・団体等に対し応援要請を行う。

※町が締結している協定は、資料編に示す。

#### 第3節 自衛隊の災害派遣要請

##### 1 都知事への災害派遣要請の要求

担当	本部事務局
----	-------

##### (1) 要求の手続き

町長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要求する。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由	イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容	エ その他参考となるべき事項

##### (2) 部隊への通知

町長は、災害が発生し、通信の途絶等により（1）の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接部隊長に通報する。この場合、速やかにその旨を都知事に通知する。

部隊名等 (駐屯地・基地名)	連絡責任者	
	時間内	時間外
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬) (緊急連絡先)	第3部長又は同部防衛班長 03(3933)1161 内線238・239 (都防災行政無線) 76611	司令部当直長 03(3933)1161 内線207・228 (都防災行政無線) 76615
陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊(練馬) (災害派遣部隊)	第3係主任又は運用訓練幹部 048(460)1711 内線4830・4832	部隊当直指令 048(460)1711 内線4898

##### 2 受入体制の確立

担当	本部事務局
----	-------

町は、次のとおり災害派遣部隊の受入体制を確立する。

(1) 応援協議

町の連絡職員を定め、派遣部隊指揮官と応援を求める業務等必要な事項について協議する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう関係する機関とで協議し、重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材の準備

作業実施に必要な資機材の準備を行う。

また、施設の使用に際して管理者の了解を取り付ける等留意する。

(4) 活動拠点及びヘリポート

災害派遣部隊の活動拠点及びヘリポートの候補地は、次のとおりである。

種別	候補地
部隊の受入場所（駐屯場所）	日の出町民グラウンド、谷戸沢グラウンド
ヘリポート	谷戸沢グラウンド、亜細亜大学グラウンド

3 災害派遣部隊の活動内容

担当	本部事務局、自衛隊
----	-----------

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。町は、派遣部隊の長と活動について調整を行う。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行う（薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

項目	内容
その他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、町長、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、自衛隊は町に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

#### 4 経費の負担

担当	本部事務局
----	-------

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担する。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた町とで協議する。

#### 第4節 町の受援体制

##### 1 応援者との調整

担当	本部事務局
----	-------

町は、受援担当を定め、国、都、協定締結区市町村への総合的な応援に関する要請、調整等を実施する。

一方、各災害対策分野に関する専門的な応援に関する調整等は、業務を担当する班が実施する。

##### 2 応援への支援

担当	本部事務局
----	-------

町は、応援隊を受入れるため駐車可能な集結地を指定する。

宿泊施設は、原則として応援側に確保を要請するが、可能な範囲で公共施設等を提供する。

応援者の食料・資機材等は、原則として応援側に確保を要請する。町は、可能な範囲で車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

## 第6章 消防・危険物対策

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 消防活動	日の出町消防団、秋川消防署、自主防災組織、住民
第2節 救助・救急活動	日の出町消防団、秋川消防署、五日市警察署
第3節 危険物等の応急措置	関係各班、秋川消防署、五日市警察署、都（総務局、環境局、保健医療局、下水道局、教育庁）、関東東北産業保安監督部、関東運輸局、東京都高圧ガス地域防災協議会、事業所等
第4節 放射性物質対策	本部事務局、医療班、土木施設班、上下水道班、建築物班、環境班、都（環境局、保健医療局）
第5節 危険動物の逸走時対策	環境班、秋川消防署、五日市警察署、都（総務局、保健医療局、産業労働局）

### 第1節 消防活動

#### 1 東京消防庁の活動態勢

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署は、災害活動組織の総括として、署内に署隊本部を常設し、地震等の災害に即応できる体制を確保している。発災時には、本部の機能を強化して消防活動体制の中核とする。

東京消防庁の震災消防活動態勢は、次のとおりである。

震災第一非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認められた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</li> </ul>
震災第二非常配備態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認められた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</li> </ul>
非常招集	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</li> <li>震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。</li> </ul>

#### 2 消防活動

担当	秋川消防署
----	-------

##### (1) 活動方針

- ア 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- イ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。



ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 部隊の運用等

ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

イ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

(3) 消火活動

ア 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

イ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。

ウ 道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

3 消防団の消防活動

担当	日の出町消防団
----	---------

消防団は、消防活動の原則に基づき地域住民の中核的存在として、住民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行い、秋川消防署と協力して大規模地震による二次的な被害の発生及び拡大を最小限にとどめるよう努める。

消防活動の原則は、次のとおりである。

(1) 出火防止

ア 地震発生により、火災等の災害発生が予想される場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止を呼びかける。

イ 火災が発生した場合には、住民と協力して、初期消火を図る。

(2) 消火活動

消防隊の出動不能又は困難地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動について、消防隊と協力して行う。

(3) 情報収集

ア 火災発見が困難な地区の発見通報、道路障害の状況、その他必要と思われる情報の収集を行う。

イ 災害対策本部あるいは、消防団本部からの指示命令の伝達を行う。

(4) 救急救助

救助が必要な者の救助、救出と負傷者に対して応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

4 住民等による初期消火活動

担当	自主防災組織、住民
----	-----------

住民等は、家庭等において出火した場合は、常備してある消火器等により初期消火を行う。  
ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

## 第2節 救助・救急活動

### 1 消防の救助・救急活動

担当	秋川消防署
----	-------

秋川消防署の救助・救急活動は、次の方針で実施する。

- (1) 救助・救急資機器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (3) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (4) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (5) 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

### 2 五日市警察署の救出救助活動

担当	五日市警察署
----	--------

- (1) 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。
- (2) 救出した負傷者は速やかに救護班に引き継ぐ。
- (3) 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。
- (4) 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。
- (5) 秋川消防署、消防団、自主防災組織、自衛隊等と連携協力し、救出救助の万全を期する。

### 3 消防団の救助活動

担当	日の出町消防団
----	---------

消防団は、かけ込み通報、団員からの情報、その他関係機関等からの情報を総合して、被害の状況を把握し、活動体制を整える。

- (1) 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、警備・消防部各分団が相互に連携し効率的な活動を行う。
- (2) 救助・救急活動は、救命処置を必要とする重症者を最優先し、傷病者の迅速かつ安全な搬送を行う。
- (3) 町、医療機関、警察、その他関係機関との連携を図り、傷病者の効率的な救護に当たる。
- (4) 延焼火災が同時多発的に起きた際は、火災現場付近を優先して救助・救急活動を行う。
- (5) 延焼火災は少ないが、多数の救助又は救急事象があるときには、多数の人命を救助することを優先とする。
- (6) 同時に小規模な救助・救急事象が併発しているときは、救命効率の高い事象を優先して行う。

## 第3節 危険物等の応急措置

都、町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、

関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

### 1 石油等危険物施設の応急措置

機関名	対策内容
東京消防庁 (秋川消防署)	○関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講じるよう指導 ○必要に応じて、応急措置命令等を実施
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

### 2 液化石油ガス消費施設の応急措置

機関名	対策内容
都環境局	○販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

### 3 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対策内容
都環境局	○危険防止措置を指導 ○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○必要に応じて、緊急措置命令等を実施
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
関東東北産業 保安監督部	○危険防止措置の監督又は指導 ○必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

#### 4 高圧ガス取扱施設の応急措置

機関名	対策内容
都総務局	○都県市境付近での漏えい事故の際、関係機関への連絡通報
都環境局	○事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 ○被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 ○被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 ○安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
警視庁（五日市警察）	○ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○区市町村からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁（秋川消防署）	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の町への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の町への通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	○都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講じるよう指導
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置
東京都高圧ガス地域防災協議会	○災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示
防災事業所	○出動要請を受けて応援出動

#### 5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対策内容
都保健医療局	○毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○災害情報の収集、伝達
都下水道局	○下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 ○災害情報の収集、伝達
都教育庁	○あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導
警視庁（五日市警察署）	○毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○区市町村長からの要求等により、避難を指示 ○避難区域内への車両の交通規制 ○避難路の確保及び避難誘導
東京消防庁（秋川消防署）	○災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の町への通報 ○人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及び町へのその内容の通報 ○事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○災害応急対策の実施
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

## 6 化学物質関連施設の応急措置

機関名	対策内容
都環境局	○化学物質対策 区市町村と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○PCB対策 区市町村との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
事業者等	○危険が想定される場合等は区市町村等関係機関への通報等、応急措置

## 7 放射線等使用施設の応急措置

機関名	対策内容
東京消防庁（秋川消防署）	○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○事故の状況に応じ、必要な措置を実施
都保健医療局	○RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡

## 8 危険物輸送車両の応急措置

機関名	対策内容
都環境局	○関係機関との密接な情報連携 ○必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 ○災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警視庁（五日市警察署）	○事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
東京消防庁（秋川消防署）	○関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○災害応急対策の実施
町（関係各班）	○必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 ・避難指示等 ・避難誘導 ・避難場所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	○都及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講じるよう指導
関東運輸局	○危険物輸送の実態に応じた対策を推進
事業者等	○危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置

#### 第4節 放射性物質対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に町の地域は含まれていない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、住民の心理的動揺及び混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

そのため、放射性物質対策について、迅速・的確な情報提供、放射線等使用施設、核燃料物質等運搬中の事故の対応について示す。

##### 1 情報提供

担当	環境班
----	-----

町は、都と連携し、放射線量及び放射性物質の測定・検査と内容・結果の公表を実施する。

##### 2 放射線等使用施設の応急措置

第3節「7放射線等使用施設の応急措置」と同様の対策を実施する。

##### 3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

担当	本部事務局
----	-------

町は、核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合、国、都等の関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施する。

##### 4 保健医療活動

担当	医療班、都（保健医療局）
----	--------------

都は、原子力災害時における都民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、健康相談に関する窓口の設置、保健所及び都立病院において外部被ばく線量等の測定を行う。

町は、住民の求めに応じ、保健センター等において外部被ばく線量等の測定等を実施する。

##### 5 放射性物質への対応

担当	土木施設班、上下水道班、建築物班、環境班、都（環境局）
----	-----------------------------

都及び町は、放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針、都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

#### 第5節 危険動物の逸走時対策

担当	環境班、五日市警察署、秋川消防署、都（総務局、保健医療局、産業労働局）
----	-------------------------------------

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
都総務局	情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都保健医療局	情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整
都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等の指導
警視庁（五日市警察署）	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
東京消防庁（秋川消防署）	情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送

町は、必要に応じ、次の措置を実施する。

- (1) 住民に対する避難指示等
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

## 第7章 避難対策

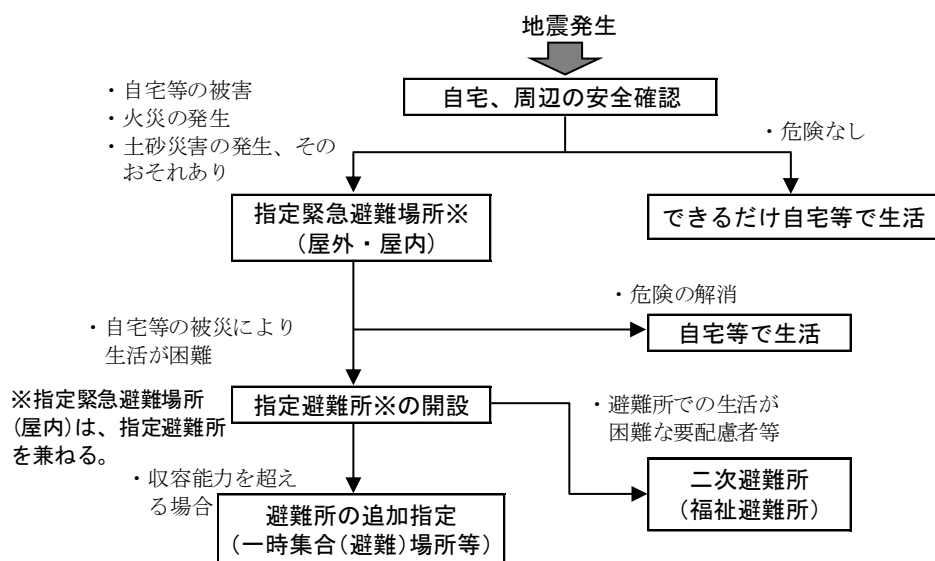
### ■対策の体系

項目	担当
第1節 避難活動の流れ	—
第2節 避難指示等の発令	本部事務局
第3節 避難誘導	本部事務局、福祉班、日の出町消防団、五日市警察署、名簿を提供されている機関・団体等、自主防災組織
第4節 警戒区域の設定	本部事務局
第5節 避難生活	本部事務局、避難所班、医療班、福祉班
第6節 避難者の他地区への移送	本部事務局
第7節 動物愛護	避難所班、環境班
第8節 帰宅困難者対策	本部事務局、物資班、事業者

### 第1節 避難活動の流れ

地震における避難活動の流れは、次のとおりとする。

- (1) 地震直後に家族、住家、従業員、近隣住民の安否及び被害を確認する。
  - (2) 住家の被災、延焼火災の発生、土砂災害の発生又は異常発見等の場合は、地域の集合場所に集まり、緊急避難場所に避難する。
  - (3) 土砂災害の危険性、延焼火災等、地域の危険性が解消した場合は、できるだけ自宅で生活を継続する。
  - (4) 住家が被災し居住できない場合は、避難所で生活する。
- ※なお、感染症が流行している場合は、感染を避けるため環境が整うまで、一時的に自家用車、テント、ガレージ等に避難する。





## 第2節 避難指示等の発令

### 1 避難指示等の発令

担当	本部事務局
----	-------

#### (1) 避難指示等の種類

町長（本部長）は、状況に応じて、次の種類の避難指示等を発令する。

種類	内容
高齢者等避難	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者及び滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊急安全確保	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の建物にて緊急的に安全確保するよう促す。

#### (2) 避難指示等の発令権者等

避難指示等の発令権者と要件は、次のとおりである。

発令権者	要件	根拠法令
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
都知事	災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官 海上保安官	ア 町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき。 イ 町長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法(昭和29年法律第165号)第94条第1項
都知事又は都知事の命を受けた都職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条

#### (3) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりとする。

<p>(1) 余震、地震後の降雨等により、土砂災害の発生が予想され、住家等に被害が及ぶおそれがあるとき。</p> <p>(2) 余震により、建物及び塀の倒壊のおそれがあるとき。</p> <p>(3) 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。</p> <p>(4) 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され被害のおそれがあるとき。</p> <p>(5) 河川護岸等が被害を受け、降雨による増水で河岸の浸食、氾濫等のおそれがあるとき</p>
---

### 2 避難指示等の伝達

担当	本部事務局
----	-------

避難指示等の伝達手段及び伝達事項は、次のとおりである。

伝達手段	(1) 防災行政無線 (2) お知らせメール (3) 広報車による呼びかけ (4) Lアラート※によるテレビ、ラジオ (5) 支援者による避難行動要支援者への個別の呼びかけ
伝達事項	(1) 避難対象地域（地区名、字名、施設名等） (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素とその場所等） (3) 避難先（安全な方向、避難場所の名称等） (4) その他必要な事項（携行品、避難行動要支援者への支援呼び掛け等）

※地方公共団体等が発出した避難指示等の災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤

### 3 都への報告

担当	本部事務局
----	-------

町は、避難の措置及び解除の状況について、速やかに都に報告する。当該報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。

報告事項は、次のとおりである。

(1) 発令者	(2) 発令の理由と発令の日時	(3) 避難の対象地域
(4) 避難地	(5) その他必要な事項	

### 4 緊急避難場所への避難

住民は、地震の揺れ、火災の発生等により危険を感じた場合は、自主的に緊急避難場所に避難する。

## 第3節 避難誘導

### 1 避難誘導

担当	日の出町消防団、五日市警察署、自主防災組織
----	-----------------------

地震直後に一時集合（避難場所から緊急避難場所に避難する場合は、自主防災組織、自治会、施設管理者等が誘導することを原則とする。

地震後の火災延焼及び土砂災害の危険性がある場合は、消防団を中心に警察等の協力を得て誘導する。

### 2 避難行動要支援者の支援

担当	福祉班、本部事務局、名簿を提供されている機関・団体等
----	----------------------------

避難行動要支援者名簿登録制度により、あらかじめ名簿を提供されている機関、団体等、又は個別避難計画により支援する者として定められている支援者等は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、可能な限り地域で協力して安否確認、避難支援等を行う。

町は、避難行動要支援者の安否情報を集約し、必要な措置をとる。

なお、名簿又は個別避難計画を提供されている機関、団体等は、次のとおりである。

秋川消防署、五日市警察署、民生児童委員、自治会長連合会、日の出町消防団、日の出町包括支援センター（高齢者に限る）、日の出町社会福祉協議会（高齢者、障がい者に限る）
---

### 3 その他要配慮者の支援

担当	本部事務局、福祉班
----	-----------

高齢者や障がい者、外国人やヘルプマーク携行者等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当課と福祉担当課等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

### 第4節 警戒区域の設定

担当	本部事務局
----	-------

町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示等の発令と同様の措置を行う。

### 第5節 避難生活

#### 1 避難所の開設

担当	避難所班、本部事務局
----	------------

##### (1) 避難所の開設

町は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として避難所を開設する。開設する場合は、原則として各避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して避難所の運営を支援する。

また、町の施設では不足する場合は、都有施設の活用を都に要請する。

##### (2) 都への報告

町は、避難所を開設した場合は、次の内容を東京都災害情報システム（DIS）への入力により都に報告する。

また、必要に応じて警察、消防等関係機関に通知する。

ア 開設した場所	イ 開設した日時
ウ 入所した人員	エ その他必要と思われる事項

#### 2 避難所の運営

担当	避難所班
----	------

##### (1) 避難所運営組織

避難所の運営は、自主防災組織、自治会等の住民組織を母体とした避難者による自治を基本とし、避難所運営組織を立ち上げて対応する。

町は、職員等を配置し、避難所を管理し運営を支援する。

運営には、女性の参画を求めるとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点、若年・高齢者等の意見を反映できるよう配慮する。

##### (2) 外部支援者等との連携

町は、避難所運営に専門性を有した外部支援者等の協力を得て、避難所の運営を行う。

(3) 生活環境の整備

町は、必要に応じて、次の設備及び備品を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策等、生活環境の整備を行う。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 冷暖房機器	エ 洗濯機・乾燥機
オ 仮設風呂・シャワー	カ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）
キ テレビ・ラジオ	ク インターネット情報端末
ケ 情報掲示板	コ その他必要な設備・備品 等

(4) 避難スペースの確保

町は、避難所運営組織と協力して避難所のスペースを確保する。特に、要配慮者、男女のニーズの違への配慮、児童・生徒等の状況に応じた環境に配慮する。

ア 救護場所	イ 要配慮者のスペース
ウ 乳幼児のいる家庭、単身女性等のスペース	エ 男女別更衣室・物干場
オ 授乳室	カ 女性用仮設トイレ
キ 相談ルーム	ク 談話室
ケ 児童・生徒の学習場所等	

(5) 避難所の防犯対策

町は、避難所における性暴力・DV等の発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等を女性・子供等が安心して利用できるよう、設置場所や照明の増設等に配慮し、また、防犯ポスター等を掲示する。

避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要に応じ警察官の配置又は巡回を要請する。

(6) 生活の支援

町は、次の生活支援を行う。

なお、内容については、各章を参照のこと。

ア 給水	イ 食料の供給	ウ 医療救護
エ 生活必需品の供給	オ 情報提供 等	

3 要配慮者への支援

担当	福祉班
----	-----

(1) 二次避難所（福祉避難所）の開設

町は、避難所で避難生活が困難な要配慮者の状況を把握し、災害応援協定を締結している施設を二次避難所として指定し移送する。

また、医療、介護等の必要なサービスを提供する。

(2) 多様な場所への避難

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、避難者に対し、旅館、ホテル等へ避難することを呼びかける。

4 新型インフルエンザ等感染症への対策

担当	本部事務局、避難所班、医療班
----	----------------

新型インフルエンザ感染症等に備え、次の事項に留意して対応を行う。

(1) 避難所の開設場所

指定避難所以外の避難所の開設等により、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図る。

(2) 親戚、知人宅等への避難

避難所の過密を防ぐため、親戚、知人宅への避難、自宅ガレージ、テント等での避難の検討を周知する。その場合、町は、避難先を把握するよう努める。

(3) 自宅療養者の避難

自宅療養等を行っている感染症の軽症者等は、専用の避難所への受入れ又は保健所と連携して専用のホテル等へ搬送を行う。

(4) 避難所での専用スペースの確保

一般の避難スペースとは別に、発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(5) 健康状態の確認

避難場所・避難所の開設の際には、避難者の検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者を判別し、保健所に連絡する。

感染者が発生した場合は、感染者及び濃厚接触者を隔離するとともに、医療機関等への移送等の措置を保健所に要請する。

(6) 衛生環境の確保

避難者及び避難所運営スタッフは、手洗いの実施、マスクの着用に留意する。

また、避難所内は十分な換気、定期的な消毒に努める。

5 避難所以外の避難者の支援

担当	避難所班
----	------

町は、在宅の被災者、車中、テント等で生活している被災者の所在を自治会、自主防災組織からの情報で把握する。町外の親戚、知人宅に避難している場合は、被災者自らが所在を町に知らせるようホームページ等で広報する。

また、これらの被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS 等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回等に努める。

第6節 避難者の他地区への移送

1 被災者の他地区への移送

担当	本部事務局
----	-------

町長は、町内で被災者を受け入れることが困難な場合には、近隣の被災しなかった又は被災の程度が小さい区市町村への広域避難について検討し、都内区市町村への避難に際しては、当該区市町村と直接協議し、都外区市町村への避難に際しては、都に他府県との協議を求める。

その場合、町職員の中から移送先における管理責任者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

被災者の移送方法については、都と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定する。

## 2 被災者の他地区からの受入れ

担当	本部事務局
----	-------

都から被災者の受入れを指示された場合は、可能な限り避難所を開設し、受入れ体制を整備する。移送された被災者の避難所の運営は移送元の区市町村が行い、町はその運営に協力する。

## 第7節 動物愛護

### 1 動物愛護活動

担当	環境班
----	-----

都及び町の動物愛護活動は、次のとおりである。

- (1) 東京都獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、援護を行う。
- (2) 都では、東京都動物愛護相談センターに「動物保護班」、「動物医療班」が配置され、発災後72時間を目途に体制の充実が図られる。
- (3) 町は、都、関係団体等と連携して、次の活動を実施する。

ア 同行避難動物の飼養場所等の確保
イ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供
ウ 避難所等における動物の適正飼養の指導等

### 2 避難所での飼養

担当	避難所班、環境班
----	----------

町は、指定する避難所において同行避難した動物（ペット）の飼養場所を指定避難所敷地内に確保する。盲導犬、介助犬等を除いたペットの避難スペースへの持ち込みは、原則として禁止する。動物の飼養は、飼養者による自己管理によることを原則とする。飼養者は、避難する場合、ケージ、餌等を持参し避難するものとする。

## 第8節 帰宅困難者対策

### 1 情報の収集・発信

担当	本部事務局
----	-------

町は、町内滞留者の一斉帰宅の抑制等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜DIS（東京都災害情報システム）等で都と共有する。

必要に応じて、SNS等を通じ、滞留者への安全確保の呼びかけや、公共交通機関の運行状況等について発信する。

### 2 大型集客施設での混乱防止

担当	事業者
----	-----

大型店舗等の責任者等は、利用者等を施設内の安全な場所に待機させ、被災状況、復旧の見通し等の情報提供を行う。

### 3 事業所等における帰宅困難者対策

担当	事業者
----	-----

事業所等の責任者は、従業員及び生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行い、周辺の安全を確認した上で施設内又は他の安全な場所に待機させる。

また、交通情報等を収集して被害状況を把握し、従業員等が一斉に帰宅して駅、幹線道路等が混乱・渋滞しないよう留意する。

### 4 徒歩帰宅者への支援

担当	物資班
----	-----

町は、徒歩帰宅者に対し、災害時帰宅支援ステーションの利用、交通の状況等の情報を提供する。

## 第8章 交通規制・緊急輸送

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 交通規制	警視庁
第2節 緊急輸送	本部事務局、総務広報班、土木施設班、都（西多摩建設事務所）

### 第1節 交通規制

警視庁は、地震発生直後に道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく第一次交通規制を実施し、その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。

#### 1 第一次交通規制

担当	警視庁
----	-----

- (1) 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
- (2) 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
- (3) 次の緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

国道4号（日光街道他）	国道17号（中山道・白山通り他）
国道20号（甲州街道他）	国道246号（青山通り・玉川通り他）
都道8号他（目白通り・新目白通り）	都道405号他（外堀通り他）
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

#### 2 第二次交通規制

担当	警視庁
----	-----

緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

国道1号（永代通り・第二京浜他）	国道6号（水戸街道他）	国道14号（京葉道路）	国道15号（第一京浜他）
国道17号（新大宮バイパス）	国道122号（北本通り他）	国道254号（川越街道他）	国道357号（湾岸道路）
都道2号（中原街道）	都道4号他（青梅街道他）	都道7号他（井の頭通り他・睦橋通り）	都道312号（目黒通り）
都道315号（蔵前橋通り他）	国道16号（東京環状他・大和バイパス他）	国道20号（日野バイパス他）	国道139号（旧青梅街道）
国道246号（大和厚木バイパス）	都道9号（稲城大橋通り他）	都道14号（東八道路）	都道15号他（小金井街道）
都道17号他（府中街道他）	都道18号（鎌倉街道他）	都道20号他（川崎街道）	都道29号他（新奥多摩街道他）
都道43号他（芋窪街道他）	都道47号他（町田街道）	都道51号（町田厚木線）	都道59号（八王子武蔵村山）



			線)
都道 121 号 (三鷹通り)	都道 153 号他 (中央南北線他)	都道 158 号 (多摩ニュータウン通り)	都道 169 号他 (新滝山街道他)
都道 173 号 (北野街道)	都道 248 号他 (新小金井街道)	都道 256 号 (甲州街道)	

## 第2節 緊急輸送

### 1 緊急輸送ネットワーク

都は、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（区市町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを整備している。

### 2 緊急輸送路の確保

担当	土木施設班、都（西多摩建設事務所）
----	-------------------

#### (1) 被害状況の把握

町は、町内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。

緊急輸送道路については、都に報告し、道路啓開を要請する。

#### (2) 緊急輸送路の啓開

緊急輸送道路は、都が協力事業者に要請し、道路上の障害物の除去等にあたる。

町は、大規模な地震（震度5強以上）が発生した場合は、緊急輸送道路等の優先順位を定め、協力事業者に要請して道路啓開を行う。

都の緊急輸送道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一次緊急輸送道路（首都圏中央連絡自動車道）</li> <li>・ 第二次緊急輸送道路（都道第184号奥多摩・あきる野線、都道第185号山田・平井線）</li> <li>・ 第三次緊急輸送道路（主要都道31号青梅・あきる野線、都道第165号伊奈・福生線、町道三吉野工業団地2号線）</li> </ul>
町の緊急啓開道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急啓開道路（都道第184号奥多摩・あきる野線、都道第185号平井・上川線）〔第二次緊急輸送道路と重複〕</li> <li>・ 特定地域啓開道路（主要都道第31号青梅・あきる野線、都道第184号奥多摩・あきる野線）〔第三次緊急輸送道路と一部重複〕</li> </ul>



緊急輸送道路等

(3) 放置車両の移動

町は、道路管理者として町道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。

3 緊急輸送

担当	総務広報班
----	-------

(1) 車両の調達

町は、緊急輸送が必要な場合は、運送事業者又は都を通じて東京都トラック協会多摩支部加盟の運送事業者に輸送を要請する。

(2) 燃料の調達

町は、燃料事業者により優先的な供給を要請する。

4 緊急通行車両の確認

担当	総務広報班
----	-------

町は、災害対策に使用する車両について公安委員会（警察署）に対し緊急通行車両の確認を求め、標章及び確認証明書の交付を受ける。

事前届出を申請している車両の場合は、公安委員会（警察署）に当該届出済証を提示し、確認審査を省略して、標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

交付された標章は車両の助手席側ウインドガラスの上部の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

なお、緊急通行車両の種類は、次のとおりである。

ア	災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
イ	道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
ウ	医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
エ	医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
オ	患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
カ	建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
キ	災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
ク	災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
ケ	緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
コ	歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
サ	報道機関の緊急取材のため使用中の車両
シ	災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
ス	交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

## 5 臨時ヘリポートの開設

担当	本部事務局
----	-------

町は、自衛隊等と連携し、臨時ヘリポートを開設する。臨時ヘリポートの候補地は、次のとおりである。

名称	所在地	面積
亜細亜大学日の出グラウンド	平井1466	26,450m <sup>2</sup>
谷戸沢グラウンド	平井3141	11,250m <sup>2</sup>

## 第9章 災害医療

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 災害医療救護	医療班、秋川消防署、西多摩医師会（日の出町医師会）、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会、東京都柔道整復師会西多摩支部、自主防災組織
第2節 被災者の健康管理・保健衛生	医療班
第3節 防疫	医療班、都（西多摩保健所）

### 第1節 災害医療救護

#### 1 医療救護拠点の設置・運営

担当	医療班、西多摩医師会（日の出町医師会）、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会、東京都柔道整復師会西多摩支部
----	---

##### （1）医療救護拠点の区分・活動内容

区分	活動内容	設置予定場所
医療救護活動拠点	医療救護所や在宅療養者の医療支援に対して調整・情報交換を行う	日の出町保健センター
緊急医療救護所	超急性期（72時間まで）において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽傷者に対する応急処置、及び搬送調整を行う。	公立阿伎留医療センター敷地内
避難所医療救護所	主に急性期（72時間～1週間まで）に避難所内に設置する施設で、慢性疾患の治療及び被災者等の健康管理（巡回診療）を行う。	日の出町保健センター

##### （2）医療救護活動拠点

町は、医療救護活動チームを編成し、保健センターに医療救護活動拠点を設置し、町内の医療救護活動等の統括・調整を行う。

医療救護活動拠点では、関係機関と連携して人的被害、診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、市町災害医療コーディネーターに報告する。市町災害医療コーディネーターは東京都地域災害医療コーディネーター（西多摩圏保健医療圏災害医療対策拠点）に報告、調整等を行う。

##### （3）緊急医療救護所

多摩西部地域に震度5強以上の地震が発生した場合、又は多数の傷病者への対応等により災害対策本部が医療救護所の設置が必要と判断した場合は、医療救護活動チームを配置し、あきる野市及び市町災害コーディネーターとの協議・調整のもと、公立阿伎留医療センター敷地内に緊急医療救護所を設置する。

日の出町職員及びあきる野市職員、市町災害医療コーディネーター、阿伎留医療センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会は、以下の役割分担に基づき参集し、緊急医療救護所を運営する。

所 属		役 割
市町職員	担当課長	医療救護所の設置に関する総括責任者
	担当課職員	設置作業、市町庁舎・各機関との連絡調整、記録
市町災害医療コーディネーター		あきる野ブロックにおける医療救護に関する統括
阿伎留医療センター	運営リーダー	緊急医療救護所の運営について指揮をとる
	事務職員	受付、誘導
医師（阿伎留医療センター・医師会）		トリアージ、傷病者の治療と助産、処方箋
看護師（阿伎留医療センター・医師会）		診療の補助、ケア、搬送
歯科医師（歯科医師会）		トリアージ、傷病者の歯科治療
薬剤師（薬剤師会） ・市町災害医療コーディネーター		治療に必要な薬剤の調剤、薬の説明や指導 市町災害医療コーディネーターへ業務に協力 医薬品の発注・供給、薬剤師班の活動調整

#### （4）避難所医療救護所

多数の負傷者が来所し緊急医療救護所だけでは対応が困難な場合、あるいは緊急医療救護所を閉鎖したもの、避難所において医療ニーズが高いと思われる場合は、市町災害医療コーディネーターと協議のもと、日の出町保健センターに避難所医療救護所を設置する。

緊急医療救護所の運営中に開所する場合は、市町災害医療コーディネーターが緊急医療救護所に参集している医療従事者の中から、医療チーム（医師・看護師・薬剤師）を編成し、避難所医療救護所へ派遣する。

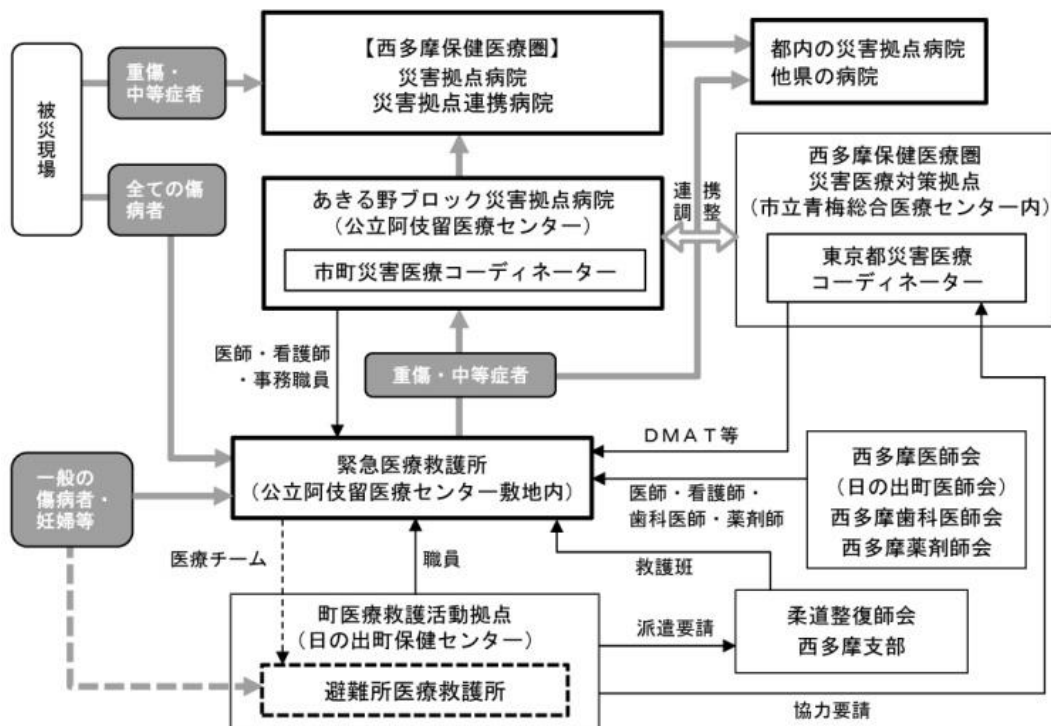
緊急医療救護所の閉鎖後は主に町職員が運営し、医療チームの派遣が必要な場合は、市町災害医療コーディネーターと協議し、派遣を依頼する。

#### （5）協力要請

医療救護所の運営にあたって、医療従事者や医薬品等の確保や傷病者の搬送等で困難が生じた場合は、町は、市町災害医療コーディネーター及び市町災害薬事コーディネーターと協議し、東京都地域災害医療コーディネーター（西多摩保健医療圏災害医療対策拠点）に都やDMAT等の派遣・協力の調整を依頼する。

## 2 医療救護活動

担当	医療班、西多摩医師会（日の出町医師会）、西多摩歯科医師会、西多摩薬剤師会、東京都柔道整復師会西多摩支部
----	---



あきる野ブロックの医療救護活動体制

名称	内容	指定状況
災害拠点病院	主に重傷者の収容・治療を行う都が指定する病院	市立青梅総合医療センター（中核） 公立福生病院 公立阿伎留医療センター
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院	高木病院、目白第二病院 大聖病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院	上記の拠点病院及び拠点連携病院を除くすべての病院

(1) 災害による傷病者への対応

災害による傷病者は、救助現場又は医療救護所等でトリアージを行い、重症者、中等症者は災害拠点病院、災害拠点連携病院に搬送する。

軽症者は、医療救護所等で応急手当を行う。

(2) 一般の傷病者への対応

災害の影響で診療が受けられない一般の傷病者、妊婦等は、緊急医療救護所（公立阿伎留医療センター敷地内）又は町内の医院・診療所に対応する。

日の出町保健センターに避難所医療救護所が開設された場合は、避難所医療救護所においても対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

町は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

また、人工呼吸器使用者及び家族に対し、被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供すると

ともに、保健所、福祉事業者等と連携して、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

#### (4) 透析患者等への対応

町は、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否についての情報等を都から収集し、患者に周知する。町外への移動等が困難な場合は、都に支援を要請する。

また、避難所に通院先の透析医療機関と連絡がとれない透析患者がいる場合は、町から災害透析医療ネットワークに連絡し、受入可能な透析医療機関への対応を依頼する。

### 3 傷病者の搬送

担当	医療班、秋川消防署、自主防災組織
----	------------------

被災現場から医療救護所等又は災害拠点病院等までは、救助機関の車両、自主防災組織等の協力による搬送とする。

医療救護所から災害拠点病院等までは、救急車、ヘリコプターにて搬送する。

### 4 医薬品・医療用資機材の確保

担当	医療班、西多摩薬剤師会
----	-------------

#### (1) 災害薬事センターの設置

町は、薬剤師会と連携して、医療救護所、避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターを保健センターに設置する。

また、センターの管理・運営のため、薬剤師会に災害薬事コーディネーターの選任を要請する。

#### (2) 薬剤師会等への要請

町は、薬剤師会、薬局に医薬品等の提供を要請する。

また、医薬品等が不足する場合は、都に対し備蓄品を供出するよう要請する。

#### (3) 卸売販売業者からの調達

町は、薬剤師会からの提供及び都の備蓄品だけでは医薬品等が不足する場合には、災害薬事センターから医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。調達が不可能な場合には、都に調達を要請する。

### 5 山間部孤立における医療救護活動

担当	医療班
----	-----

地震等により、道路の寸断及び通信線の断線が発生し、集落が孤立するおそれがある。

その場合、町は孤立地区への医療スタッフの派遣、医療資器材の搬送を都に要請する。

## 第2節 被災者の健康管理・保健衛生

### 1 避難所における医療

担当	医療班
----	-----

町は、避難所に医療救護スペースを設置し、医療救護班、歯科医療班等の巡回により、健康調査及び診療を行う。その際には、保健活動チームと連携する。

## 2 保健活動

担当	医療班
----	-----

町は、巡回健康相談等を行うため、保健師等必要な職種からなる保健活動チームを編成して、日の出町保健センターに保健活動拠点を設置する。

保健活動チームは、環境衛生指導班、食品衛生指導班及び防疫班と連携し、日の出町災害時保健活動マニュアルに基づき、避難所における巡回や健康相談、在宅・車中泊等の被災者支援、その他必要な保健活動を行う。

## 3 応援要請

町単独での対応が困難な場合は、状況に応じて、応援協定等に基づく他区市町村への応援要請や都への応援要請を行う。

## 4 心のケア

担当	医療班
----	-----

町は、避難所等での精神疾患の急性増悪者等への対応等を行うため、災害の状況に応じて都に DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、保健活動チーム等との連携により、避難所等で精神保健相談等を実施する。

また、必要に応じて保健センターに電話相談窓口及び外来相談窓口を設置する。

※DPAT（災害派遣精神医療チーム Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム

## 第3節 防疫

### 1 防疫体制

担当	医療班、都（西多摩保健所）
----	---------------

町は、必要に応じて、町職員、他自治体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班及び保健活動チームを編成する。

また、都の食品衛生指導班及び環境衛生指導班と連携し、食品の安全確保及び防疫活動を実施する。

班名	機関	役割
防疫班	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談</li> <li>避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握</li> <li>感染症予防のための広報及び健康指導</li> <li>避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理</li> </ul>
消毒班	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者発生時の消毒（指導）</li> <li>避難所の消毒の実施及び指導</li> </ul>
保健活動チーム	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康調査及び健康相談の実施</li> <li>広報及び健康指導</li> </ul>
食品衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の衛生管理関係の指導</li> </ul>
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の塩素による消毒の確認</li> <li>避難所関係の衛生状況の調査、指導等</li> </ul>



## 2 防疫活動

担当	医療班、都（西多摩保健所）
----	---------------

防疫班は、医療救護班、保健活動チーム等と連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地及び避難所の感染症発生状況を把握する。

また、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

消毒班は、防疫班と連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

保健活動チームは、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

なお、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でない場合は、都に協力を要請する。

## 3 感染症対策

担当	医療班、都（西多摩保健所）
----	---------------

町は、インフルエンザ又は麻疹等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

なお、一類・二類感染症等の入院対応が必要な感染症が発生した場合は、保健所が受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

## 第10章 被災者生活支援

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 生活救援物資の供給	避難所班、物資班、上下水道班
第2節 要配慮者の安全確保	本部事務局、福祉班、社会福祉施設
第3節 応急教育等	福祉班、学校班、社会教育班
第4節 災害ボランティア活動の支援	福祉班、日の出町社会福祉協議会

### 第1節 生活救援物資の供給

#### 1 食料の供給

担当	避難所班、物資班
----	----------

##### (1) 需要の把握

町は、避難者数、自宅・車中・テント泊の被災者数、ライフラインの支障状況、応急対策活動従事者数等を基に必要な量を把握する。その際に、ミルクを必要とする乳児数等についても把握する。

##### (2) 備蓄の活用

災害発生直後は、各自が避難時に持ち出した家庭内備蓄を活用することとする。

また、災害発生直後の家庭内備蓄を補完するために、町の備蓄又は都の備蓄を供給する。

都が町に事前に配置してある食料及び生活必需品は、都福祉局長の承認を得て町が輸送し被災者に給与する。ただし、緊急を要する場合は、被災者への給与を優先して実施し、事後に報告する。

##### (3) 食料の確保

町は、次の方法で食料を確保する。

- |   |                             |
|---|-----------------------------|
| ア | パン、弁当等の供給を協定先の事業者に要請する。     |
| イ | 自治体、企業及び団体からの救援物資を受け入れ活用する。 |
| ウ | 都に供給を要請する。                  |
| エ | 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する。       |

##### (4) 食料の搬送

町は、事業者等に要請した食料を指定する避難所まで直接搬送するように要請する。

また、一旦、物資受入拠点に搬入した食料は、指定する避難所まで物流事業者へ搬送を要請する。

##### (5) 避難所での食料の配布

避難所に搬送した食料は、避難所運営組織に避難者への配布を要請する。

なお、配分にあたっては、自宅・テント・車中泊をしている被災者にも配分する。

##### (6) 炊き出し

避難所等の調理設備等を活用した炊き出しは、避難者の自主的な活動として位置付ける。

町は、避難所運営組織から炊き出しの要望があった場合、可能な限り調理器具、燃料、食材の確保に努める。

## 2 生活必需品の供給

担当	避難所班、物資班
----	----------

町は、生活必需品について、食料と同様に調達し、被災者に配布する。

## 3 物資の受入れ

担当	物資班
----	-----

### (1) 物資集積場所の開設

町は、物資を受け入れるために、物資集積場所を確保する。

大量の物資を受け入れる必要がある場合は、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるよう、施設の活用、物資の受入れ、仕分、避難所への配送を物流事業者に委託する。

### (2) 物資受入れ方法

町は、一度に大量の物資が集まることを抑制するため、次の対応を行う。

- |   |
|---|
| ア 個人等からの小口の物資は受入れの対象外とする。   |
| イ 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、町が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。 |
| ウ 生鮮品等の保存期間が短い食品は、受入れの対象外とする。                                     |

## 4 応急給水

担当	上下水道班
----	-------

### (1) 需要の把握

町は、給水活動の規模を決定するため、断水地域、断水人口、重要施設等の所在等、需要の把握を行う。

### (2) 給水資器材等の確保

町は、給水活動に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。給水活動が町のみでは困難な場合、都、他の水道事業者、自衛隊に応援を要請する。

### (3) 給水方法

町は、次の方法で給水を実施する。

#### ア 災害時給水ステーションでの給水

都との「指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書」に基づき、町が文化の森給水所に災害時給水ステーションを開設し、町及び町があらかじめ指定する住民等が被災者に給水する。

#### イ 給水車による給水

災害時給水ステーションで給水車に補給し、避難所等で被災者に給水する。

#### ウ 消火栓の活用

「避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書」に基づき、避難所に保管する応急給水栓を消火栓に接続し、避難所で被災者に給水する。

### (4) ペットボトル等の確保

町は、ペットボトル等の保存水の供給を協定先の事業者、自治体、企業、団体から供給を受け活用する。

(5) 備蓄の活用

災害発生直後は、各自が避難時に持ち出した家庭内備蓄を活用することとする。  
また、災害発生直後の家庭内備蓄を補完するために、町の備蓄飲料水を供給する。

(6) 優先給水

医療機関、社会福祉施設には、優先して給水を実施する。

(7) 給水量

給水量は、1人1日3リットルを目安とする。  
また、復旧活動の長期化に伴い、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

## 第2節 要配慮者の安全確保

### 1 要配慮者の調査

担当	福祉班
----	-----

町は、避難後の要配慮者の状況を調査するため、町職員、包括支援センター職員、民生委員等との連携により避難所を巡回し調査する。

### 2 要配慮者への支援

担当	福祉班
----	-----

町は、調査に基づき、医療機関への収容、町が指定する二次避難所（福祉避難所）への移送等の必要な支援を行う。

また、避難所生活における環境改善、必要な資機材等について、巡回調査者の助言に基づき、適切な対応を図る。

### 3 在宅の要配慮者の支援

担当	福祉班
----	-----

町は、自主防災組織、自治会、民生委員等との連携により、在宅の要配慮者の安否を確認し、二次避難所（福祉避難所）への移送、介護サービス、メンタルケア等の支援を行う。

また、自主防災組織、自治会等に避難所で配布する飲料水、食料、生活必需品を届けるように要請する。

### 4 社会福祉施設への支援

担当	社会福祉施設
----	--------

社会福祉施設の安全対策は、施設管理者が実施する。

町は、施設管理者から食料、飲料水、物資等の供給要請、入所者の移送等の要請があった場合、関係機関と連携して支援を行う。

### 5 外国人への支援

担当	本部事務局
----	-------

町は、日本語を理解できない外国人等への支援が必要な場合、都が設置する外国人災害時情報センターからの情報提供の支援、語学ボランティアの派遣を要請する。

### 第3節 応急教育等

#### 1 児童生徒の安全確保

担当	学校班
----	-----

##### (1) 防災活動

学校長等は、施設等の被害状況、児童・生徒等の安全を確認する。

施設の被害、延焼火災が発生した場合は、児童生徒の避難誘導及び救護を優先し、初期消火、救出活動等を行う。

町は、学校長等からの情報に基づき都へ報告する。

##### (2) 児童生徒の引渡し

児童生徒は、学校において保護者へ引渡すことを原則とし、被害状況によっては集団下校の措置をとる。

保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童生徒は、学校において保護する。

#### 2 応急教育

担当	学校班
----	-----

##### (1) 教育施設の確保

町は、教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を講ずる。

ア 校舎の被害が少ないときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

ウ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧が出来る場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

エ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、公民館、体育館、その他公共施設の利用又は他の学校の一部を使用して授業を行う。

オ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

##### (2) 教科書・学用品等の給付

町は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている小中学校の児童生徒に対して、学用品等を給付する。

町で困難な場合は、都へ学用品等の給付の実施、調達について応援を要請する。

##### (3) 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。そのため、町は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

#### 3 応急保育

担当	福祉班
----	-----

町は、保育園の被害状況を把握し、応急復旧を行い、早期に保育を再開するよう努める。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

4 文化財の保護

担当	社会教育班
----	-------

文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は被害の拡大防止に努め、被災状況を町に報告する。

町は、都教育委員会に報告する。

第4節 災害ボランティア活動の支援

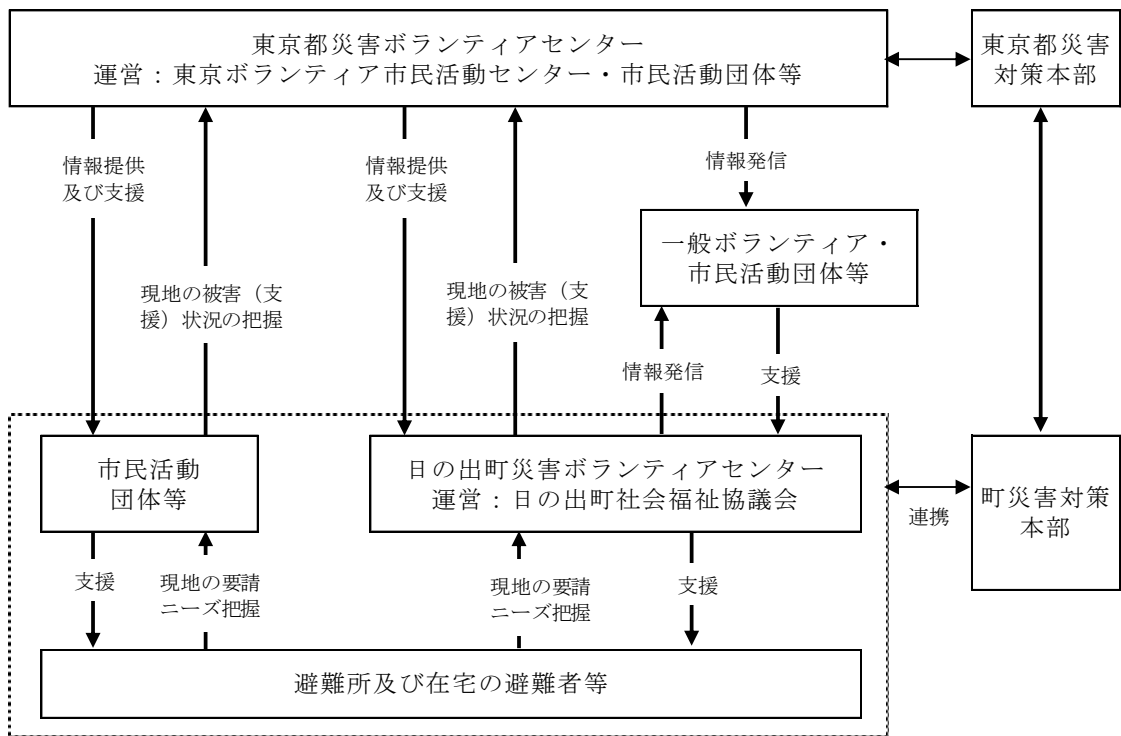
1 災害ボランティアセンターの開設・運営

担当	日の出町社会福祉協議会
----	-------------

日の出町社会福祉協議会は、日の出町ボランティアセンターに災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの募集、受付、ボランティアニーズの把握、活動のコーディネート等を行う。

開設・運営に当たっては、災害ボランティアコーディネーターの派遣等の支援について、必要に応じて東京都災害ボランティアセンターと調整する。

なお、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針及び運営については、町と協議調整及び連携を図りながら、災害ボランティアセンター自らが決定する。



第3部 災害応急対策計画

## 2 災害ボランティア活動の調整・支援

担当	福祉班
----	-----

町は、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者の状況把握、活動の調整、必要な支援等の調整を図る。

特に、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアについては、町の体制の支援を要請する。

また、被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

## 第11章 災害廃棄物処理、障害物の除去

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 災害廃棄物処理	環境班
第2節 し尿の処理	環境班、上下水道班
第3節 障害物の除去	土木施設班、都（西多摩建設事務所）

### 第1節 災害廃棄物処理

#### 1 建物の解体

担当	環境班
----	-----

損壊家屋等は私有財産であるため、その撤去・処理・処分は原則として所有者が実施し、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施する。

通行上の支障や現地調査による応急危険度判定の結果、倒壊の危険がある建物については、所有者の意思を確認した上で、又は所有者の申請を受け付け、町が業務委託し、解体・撤去する。

#### 2 災害廃棄物の処理

担当	環境班
----	-----

##### (1) 組織体制の確立

町は、日の出町災害廃棄物処理基本計画及び、多摩地域西秋川地区災害廃棄物合同処理マニュアルに基づき、災害廃棄物処理の組織体制を構築し、指揮系統を確立する。

災害対策本部及び関係各部、西秋川衛生組合、協定締結事業者等と情報共有し、連携して対応する。

災害廃棄物処理のための人員や資機材が不足する等、本町で対応しきれない場合は、都内市区町村や東京都へ支援を要請する。

##### (2) 実行計画の策定

町は、災害の状況に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定し、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示す。

災害廃棄物の区分は、次のとおりである。

生活ごみ	住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれる。
し尿	使用済みの携帯トイレ・簡易トイレが発生する。また、発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。12種類に区分される。



### (3) ごみの処理

生活ごみや避難所ごみには、生ごみ等の腐敗性廃棄物が多く含まれるため、優先して回収・処理する。

避難所ごみは、発生量を推計し、避難所の設置数・場所に基づき収集ルートを決め、作業計画を策定し、西秋川衛生組合の処理施設へ直接搬入して処理する。

平時の収集運搬委託業者、協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合は、東京都を通じて、収集運搬車両と人員に係る支援要請を行う。

### (4) 仮置場の設置

町は、一次仮置場を設置し、災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、適正に廃棄物を保管する。

日の出町災害廃棄物処理基本計画に基づき、仮置場の選定・整備を行うとともに、人員の確保等体制の確立、分別の徹底、飛散防止や臭気・衛生対策など、適正な管理・運営に努める。

また、一次仮置場で廃棄物の中間処理が完結しない場合は、二次仮置場を設置し、中間処理技術を有する事業者管理・運営を業務委託する。

### (5) 災害廃棄物の処理

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破碎・選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行う。

前処理された可燃物は、可能な限り西秋川衛生組合で処理するものとし、処理しきれない場合には、都内市区町村の支援による処理及び都内の事業者による処理を行う。

解体系廃棄物については、都を通じて東産協に都内産業廃棄物処理施設に災害廃棄物の処理を要請する。

## 第2節 し尿の処理

### 1 仮設トイレ等の設置

担当	環境班、上下水道班
----	-----------

町は、各避難所の避難者数、ライフラインの被害状況、仮設トイレ設置状況を確認し、避難所毎の避難者数及び断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民も踏まえ、仮設トイレ（汲み取り）を設置・増設する。

下水道が活用できる場合は、仮設トイレ（マンホール）の設置も検討し、設置する場合は、事前に下水道管理者に連絡を行う。

### 2 既存トイレの活用

担当	環境班
----	-----

町は、自宅、避難所の既存のトイレを活用できるよう簡易的な専用袋を確保し、配布する。

### 3 収集・処理

担当	環境班
----	-----

町は、し尿収集必要量を推計し、避難所の設置数・場所に基づき収集ルートを決め、作業計画を策定し、収集を行う。

携帯トイレ・簡易トイレは平ボディ車で収集し、焼却施設で焼却処理する。

し尿はバキューム車で収集・運搬し、し尿処理施設で処理する。

し尿処理施設が利用できず、下水道処理施設が稼働している場合は、東京都下水道局との覚書に基づき、水再生センターに搬入し、下水道処理施設が利用できない場合は、国及び都、近隣市町村等への支援要請を行う。

### 第3節 障害物の除去

#### 1 住宅関係の障害物の除去

担当	土木施設班
----	-------

町は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法に基づきその除去を行う。対象者は、次の全てに該当する者とする。

- |  |
|--|
| (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの<br>(2) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの<br>(3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの |
|--|

#### 2 道路上の障害物の除去

担当	土木施設班、都（西多摩建設事務所）
----	-------------------

道路管理者は、管理区域内の道路について障害物の状況を把握し、道路交通に著しい被害を及ぼしている障害物について、その所有する機械等又は協定事業者により除去する。

#### 3 河川における障害物の除去

担当	土木施設班、都（西多摩建設事務所）
----	-------------------

河川管理者は、管理する河川区域内の流下阻害のおそれがある障害物の除去を行う。作業は、道路と同様とする。

## 第12章 遺体の取扱い

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 行方不明者の搜索	被災者支援班、日の出町消防団、五日市警察署
第2節 遺体の取扱い	被災者支援班、五日市警察署
第3節 火葬等	被災者支援班

#### 第1節 行方不明者の搜索

担当	被災者支援班、日の出町消防団、五日市警察署
----	-----------------------

町は、五日市警察署、消防団と連携して行方不明者（周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。）の情報を収集し、搜索活動を行う。

#### 第2節 遺体の取扱い

##### 1 遺体の搬送

担当	被災者支援班、五日市警察署
----	---------------

町は、発見現場から遺体収容所までの遺体の搬送を警察に要請する。

##### 2 遺体収容所の開設

担当	被災者支援班
----	--------

###### （1）遺体収容所の開設

町は、公共施設等に遺体収容所を開設し、遺体を収容する。収容所に遺体収容のための建物がない場合は、天幕等で対応する。

遺体収容所を開設した場合は、都及び五日市警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。

###### （2）資器材等の確保

町は、遺体を安置に必要な納棺用品、シート等を葬儀業者から確保する。

また、納棺作業等の遺体の取扱いについても、葬儀業者に要請する。

##### 3 検視・検案・身元確認

担当	五日市警察署、被災者支援班
----	---------------

###### （1）検視・検案

五日市警察署は、検視班等を編成し遺体収容所に派遣し、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。

都は、遺体収容所に検案班を派遣する。検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。

町は、検視・検案を同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を行う。

(2) 身元確認

五日市警察署は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努め、身元が確認された遺体は、遺体引渡班に引き継ぐ。

町は、警視庁遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(3) 死亡者に関する情報提供

町は、死亡者に関する広報に関して、都及び五日市警察署と連携を保ち、町役場・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。

### 第3節 火葬等

#### 1 埋火葬許可書の発行

担当	被災者支援班
----	--------

町は、遺族等に引き渡された遺体について、役場で死亡届を受理し埋火葬許可証を発行する。発行が困難な場合等は、それに代わって特例許可を行う。

#### 2 火葬

担当	被災者支援班
----	--------

火葬は、ひので斎場で実施する。ひので斎場での火葬が困難な場合、町は、都に広域火葬の応援・協力、搬送手段の確保を要請する。

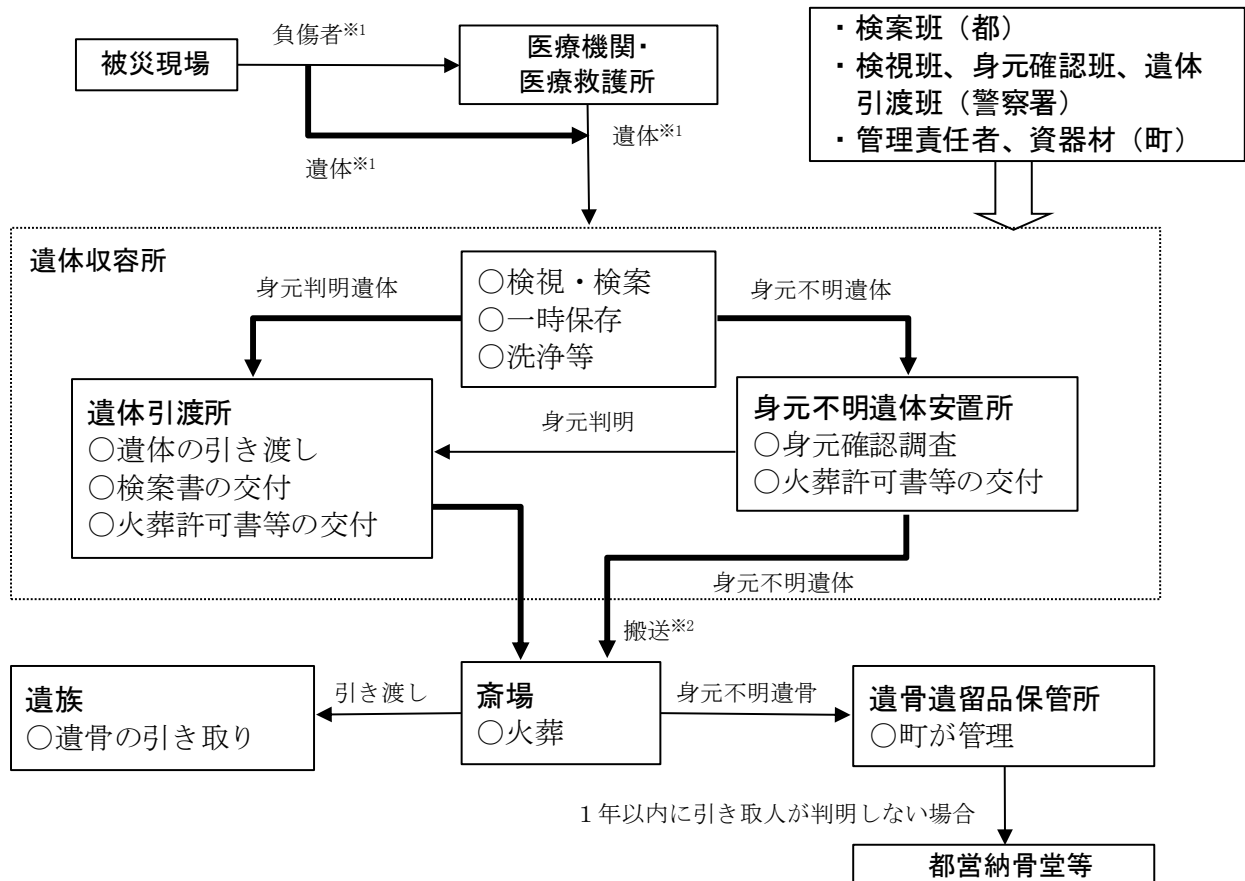
#### 3 身元不明者の対応

担当	被災者支援班
----	--------

町は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。



※1 警察署は、町が実施する遺体の捜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 町の要請に基づき、都が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

## 第13章 住民生活の早期再建

### ■対策の体系

項目	担当
第1節 危険度判定	建築物班
第2節 住家等被害認定調査・罹災証明書 の交付	調査班、被災者支援班、秋川消防署
第3節 被災住宅の応急修理	建築物班
第4節 応急仮設住宅等の供給	被災者支援班、建築物班
第5節 ライフラインの復旧	上下水道班、東京電力パワーグリッド株式会社、武陽 ガス株式会社、通信事業者、都（水道局）
第6節 被災者の生活支援	調査班、被災者支援班、福祉班、会計班、秋川消防署、 五日市警察署、都（産業労働局）、青梅公共職業安定 所、政府系金融機関

### 第1節 危険度判定

#### 1 被災建築物の応急危険度判定

担当	建築物班
----	------

町は、被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。

##### (1) 判定実施体制の整備

町は、被災建築物危険度判定実施本部を役場に設置し、応急危険度判定士、資機材を確保する。判定士、資機材の確保が困難な場合は、都に要請する。

##### (2) 判定調査

判定は、地震発生後10日以内に終了することを目標とし、被災建築物の被害状況を調査し、危険度の判定・表示を行う。

調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

#### 2 被災宅地の危険度判定

担当	建築物班
----	------

町は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために危険度判定を実施する。

なお、対象は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

(1) 判定実施体制の整備

町は、被災宅地危険度判定実施本部を役場に設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。  
被災宅地判定士、資機材の確保が困難な場合は、都に要請する。

(2) 判定調査

調査結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者及び居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 第2節 住家等被害認定調査・罹災証明書の交付

### 1 被害認定調査

担当	調査班
----	-----

町は、住家等の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない(一部損壊)」「被害なし」に区分する。

調査結果は都に報告する。

町で実施が困難な場合は、都に調査要員の派遣等の支援を要請する。

(1) 第1次調査

外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素(外観から調査可能な部位に限る)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

(2) 第2次調査

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。

外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。

(3) 再調査

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

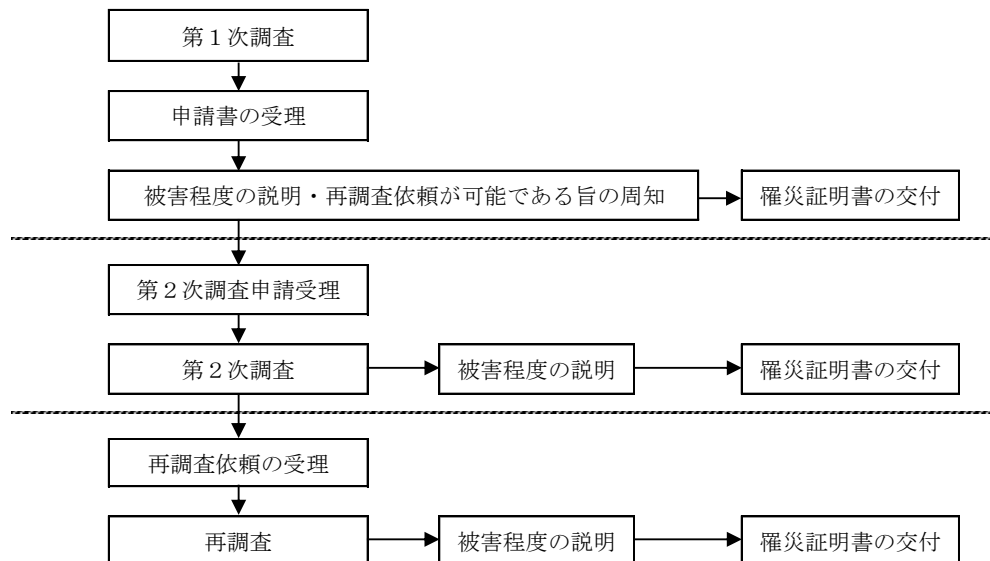
### 2 罹災証明書の交付

担当	被災者支援班、秋川消防署
----	--------------

町は、住家等被害認定調査の結果をデータベース化し、罹災証明書の台帳を作成する等の準備を行う。交付場所は、町役場とする。

なお、秋川消防署は、火災による罹災証明書の交付手続きの支援を行う。

交付までの手続は、次のとおりである。



### 第3節 被災住宅の応急修理

#### 1 応急修理の対象

担当	建築物班
----	------

町は、災害救助法が適用された場合、災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない場合又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

##### (1) 対象者

対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

##### (2) 対象者の調査及び選定

町は、被災者の資力その他生活条件の調査及び罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により対象者の募集、受付、審査等の事務を行う。

#### 2 応急修理の実施

担当	建築物班
----	------

町は、都が作成する建設業者リストより業者を指定する。修理は、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分とする。

### 第4節 応急仮設住宅等の供給

都は、災害救助法が適用された場合、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅等を供給する。

#### 1 応急仮設住宅等の種類

担当	建築物班
----	------



(1) 一時提供型住宅

都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社、町等に空き住戸の提供を求め被災者に供給する。

(2) 賃貸型仮設住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(3) 建設型仮設住宅

町は、接道、用地、ライフライン等の状況から建設候補地を決定し、都は建設候補地の中から建設地を選定する。

仮設住宅の建設は都が実施し、必要に応じて、工事の監督を町に委任する。

2 入居者の選定

担当	被災者支援班
----	--------

(1) 入居資格

入居者は、次の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
イ 居住する住家がない者
ウ 自らの資力では住家を確保できない者

(2) 入居者の募集・選定

都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、町に住宅を割り当て、入居者の募集及び選定を町に依頼する。

町は、広報紙等で被災者に周知、募集し、都が作成した選定基準に基づき、入居者を選定する。

3 応急仮設住宅等の管理

担当	被災者支援班
----	--------

応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。町は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。

第5節 ライフラインの復旧

1 電気

担当	東京電力パワーグリッド株式会社
----	-----------------

東京電力パワーグリッド株式会社は、次の対策を実施する。

(1) 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(2) 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況及び復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

## 2 ガス

担当	武陽ガス株式会社
----	----------

武陽ガスは、施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

## 3 通信

担当	通信事業者
----	-------

通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

## 4 上水道

担当	都（水道局）
----	--------

都は、地震が発生した場合は、水道施設の被災状況を把握するとともに、配水調整により断水区域の減少に努める。

また、機能が停止した場合は、速やかに応急復旧対策を行う。

## 5 下水道

担当	上下水道班
----	-------

町は、災害発生後、日の出町水道工事店組合等に要請し、管渠施設の点検を行い被害の程度に応じて応急復旧を実施する。特に、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

## 第6節 被災者の生活支援

### 1 生活相談の実施

担当	被災者支援班、秋川消防署、五日市警察署
----	---------------------

町は、避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

また、役場に相談窓口を設置し、被災者生活の支援に関する相談、要望等の対応を実施する。要望等については、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

秋川消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に応じる。

五日市警察署は、警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当

たる。

## 2 義援金の募集・受付・配分

担当	会計班
----	-----

### (1) 募集・受付

町は、義援金の受付口座を開設し、ホームページ、報道機関を通じて、町への義援金を募集する。  
また、都の義援金の義援金募集に協力して、受け付けた義援金については、都義援金配分委員会に報告するものとし、指定する口座に送金する。

### (2) 義援金の支給

町で募集した義援金については、町で配分委員会を設置し、配分計画等を策定し被災者に支給する。

都で募集し町に送金された義援金は、都の配分計画に基づき、速やかに被災者に支給し、支給状況を都委員会に報告する。

## 3 生活再建資金援助等

担当	福祉班
----	-----

### (1) 被災者生活再建支援金

都及び町は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

### (2) 災害弔慰金・災害見舞金

町は、日の出町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和58年条例第1号）に基づき、災害により死亡した町民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対し、災害障害見舞金を支給する。

### (3) 災害援護資金

町は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時に災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得者層を対象に貸し付ける。

## 4 職業のあっせん

担当	青梅公共職業安定所
----	-----------

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</li> <li>(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</li> </ul> |
|---|

## 5 租税等の徴収猶予

担当	調査班
----	-----

国、都、町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶

予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

## 6 中小企業への融資

担当	都（産業労働局）、政府系金融機関
----	------------------

都及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫等）は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

## 7 農林業者への融資

担当	都（産業労働局）、政府系金融機関
----	------------------

都は、被災した農林業関係者に対する生活支援策を迅速に実施する。

- ア 株式会社日本政策金融公庫による融資
- イ 経営資金等の融通
- ウ 特別対策資金の融通
- エ 農林団体に対する指導

## 8 被災者台帳の作成

担当	被災者支援班
----	--------

### (1) 被災者台帳の作成

町長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

ア 氏名
イ 生年月日
ウ 性別
エ 住所又は居所
オ 住家の被害その他町が定める種類の被害の状況
カ 援護の実施の状況
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
ク 電話番号その他の連絡先
ケ 世帯の構成
コ 罹災証明書の発行の状況
サ 台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
シ 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
ス 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 被災者情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- |  |
|--|
| ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。<br>イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。<br>ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。 |
|--|

なお、提供の際には、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の加害者等に居場所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

## 第4部 災害復旧・復興計画

### 第1章 被災施設の復旧

#### ■対策の体系

項目	担当
1 災害復旧事業計画の作成	施設を所管する課
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	施設を所管する課、企画財政課
3 災害復旧事業の実施	施設を所管する課

#### 1 災害復旧事業計画の作成

担当	施設を所管する課
----	----------

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

##### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

##### (2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア	公共土木施設災害復旧事業計画
イ	農林水産業施設事業復旧事業計画
ウ	中小企業施設災害復旧事業計画
エ	上下水道等災害復旧事業計画
オ	住宅災害復旧事業計画
カ	社会福祉施設災害復旧事業計画
キ	公立医療施設等災害復旧事業計画
ク	学校教育施設災害復旧事業計画
ケ	社会教育施設災害復旧事業計画
コ	その他の災害復旧事業計画

#### 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

担当	施設を所管する課、企画財政課
----	----------------

##### (1) 財政援助及び助成計画の内容

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は都が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定が速やかに行えるよう努める。

特に、公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共

土木施設災害復旧国庫負担法（昭和26年法律第97号）その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要項及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、都知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

ア	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
イ	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
ウ	公営住宅法（昭和26年法律第193号）
エ	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
オ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
カ	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
キ	予防接種法（昭和23年法律第68号）
ク	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
ケ	農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第69号）

(2) 激甚災害に係る財政援助及び助成措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

3 災害復旧事業の実施

担当	施設を所管する課
----	----------

町は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に事業実施するために、必要な職員の配備、職員の応援、派遣等について措置する。

## 第2章 激甚災害の指定

### ■対策の体系

項目	担当
1 激甚災害指定の手続き	企画財政課
2 激甚災害に関する調査報告	施設を所管する課、企画財政課
3 特別財政援助等の申請手続き	企画財政課

#### 1 激甚災害指定の手続き

担当	企画財政課
----	-------

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃までに手続きを行う。

#### 2 激甚災害に関する調査報告

担当	施設を所管する課、企画財政課
----	----------------

町長（本部長）は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

- (1) 町内に大規模な災害が発生した場合、町長は被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各課に必要な調査を行わせるものとする。
- (2) 町関係各課は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額のほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、町長（本部長）に報告するものとする。
- (3) 町長（本部長）は関係各課の調査結果により、激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合は、都知事に調査書を添えて申請するものとする。なお、関係各課は事業ごとに都の関係機関と連絡の上、指定の促進を図るものとする。
- (4) 町は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### 3 特別財政援助等の申請手続き

担当	企画財政課
----	-------

町長（本部長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各部局に提出しなければならない。

また、激甚災害の指定を受けたときは、都の関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。



### 第3章 復興計画

#### ■対策の体系

項目	担当
1 震災復興対策本部の設置	各課、企画財政課
2 震災復興方針・計画の策定	各課、企画財政課
3 震災復興事業の実施	各課

#### 1 激甚災害指定の手続き

担当	各課、企画財政課
----	----------

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合、町は町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

震災復興対策本部の組織、運営及び所掌事務については、その都度、定めるものとする。

#### 2 震災復興方針・計画の策定

担当	各課、企画財政課
----	----------

##### (1) 震災復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合には、速やかに住民に公表する。

##### (2) 震災復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。

当該計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### 3 震災復興事業の実施

担当	各課
----	----

##### (1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

##### (2) 震災復興事業の実施

###### ア 復興に関する担当の設置

震災復興に関する担当を設置する。

###### イ 震災復興事業の実施

震災復興に関する担当を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

## 第5部 南海トラフ地震防災対策

### 第1章 基本方針

---

#### 1 南海トラフ地震に関する対策の経緯

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として、概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震である。

南海トラフの地震に関しては、昭和53年に大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が制定され、駿河湾沖で発生する東海地震を対象に震度6弱以上が想定される市町村が強化地域として指定され、防災対策の推進、警戒宣言が発令時の対応計画が策定されてきた。

本町は、東海地震の強化地域には指定されていないものの、警戒宣言時の社会的混乱を考慮し、都地域防災計画に準拠して震災編の附編として、「警戒宣言に伴う対応措置」を策定している。

しかし、気象庁では平成29年11月1日から予知を前提とした「東海地震に関連する情報」を停止し、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。さらに、国から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」（平成31年3月29日）が発表された。

このような経緯から、これまでの「震災編附編警戒宣言に伴う対応措置」は、本計画に移行する。

#### 2 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は、震度5弱程度であり多摩東部直下地震と比べると影響は小さいものとなっている。また、本町は、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない。

このことから、南海トラフ地震に関する防災対策は、第1部～第4部に準拠して対応することを基本方針とする。

また、気象庁の発表する「南海トラフ地震に関連する情報」に基づき、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠した対応をとるものとする。

## 第2章 南海トラフ地震に関連する情報

### 1 情報の種類及び発表条件

気象庁は、南海トラフの想定震源又はその周辺で異常な現象を観測した場合は、地震発生の可能性の高まりについて、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

この情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨及び調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

### 2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード等

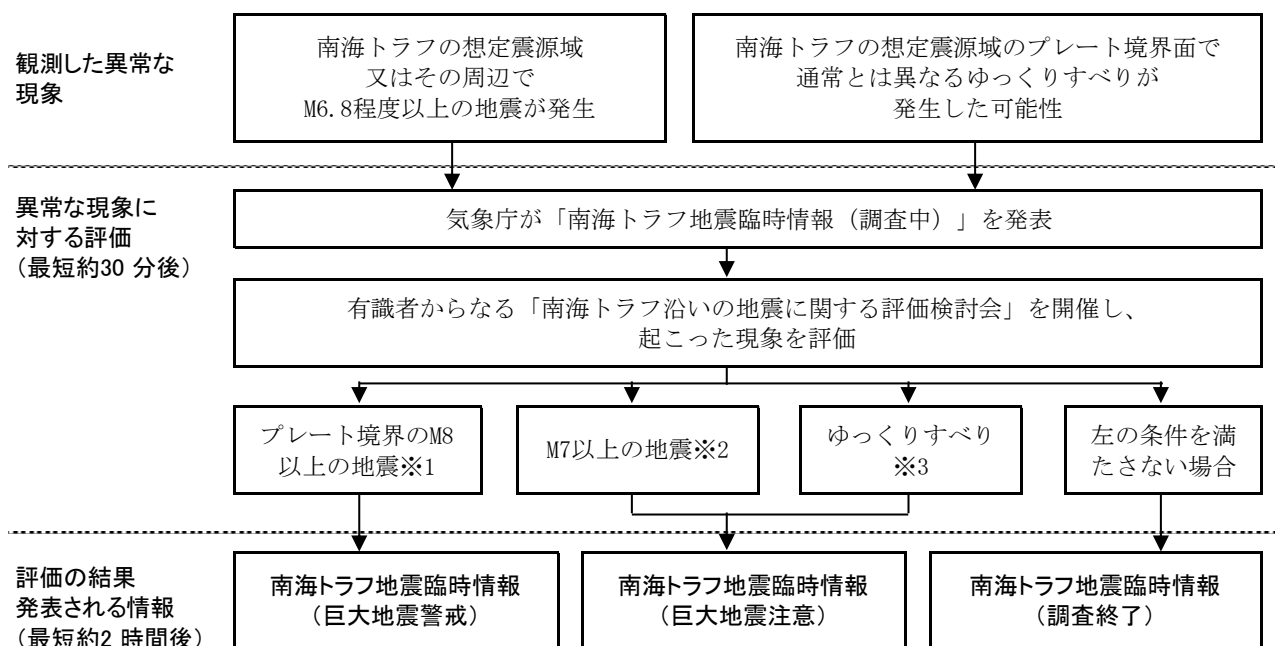
気象庁は、情報名の上にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

調査中	<p>下記のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生</li> <li>1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

### 3 情報発表の流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次のとおりである。

このうち、評価の結果発表される情報に基づき、町は対応する。



- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、マグニチュード7.0以上、マグニチュード8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

### 第3章 南海トラフ地震への対応

#### 1 対応の基本

先発地震により、町が被災した場合は、第3部にに基づき災害応急対策を実施する。

先発地震で被災しなかった場合は、後発地震に備えるため南海トラフ地震臨時情報により、次の防災対応をとる。

異常現象の評価	プレート境界のマグニチュード8以上の地震(半割れケース)	マグニチュード7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり
発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)
(最短) 2時間程度 ～ 1週間	<u>〈巨大地震警戒対応〉</u> <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 <b>【土砂災害警戒区域】</b> ・要配慮者の避難 ・それ以外は自主的に避難	<u>〈巨大地震注意対応〉</u> <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 <b>【土砂災害警戒区域】</b> ・自主的に避難	<u>〈巨大地震注意対応〉</u> <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間後 ～ 2週間	<u>〈巨大地震注意対応〉</u> <b>【町全域】</b> ・日頃からの地震への備えを再確認する等 <b>【土砂災害警戒区域】</b> ・自主的に避難	<b>【町全域】</b> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	
すべりが収まったと評価されるまで	<b>【町全域】</b> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			<b>【町全域】</b> ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

#### 2 巨大地震警戒対応

町は、土砂災害警戒区域を対象として、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、指定避難場所を開設して避難者を受け入れる。

避難場所での生活が困難な要配慮者は、協定等に基づき社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、それ以外の住民に対し、室内の危険防止、水の汲み置き、備蓄の確認等の地震に備えた準備

を呼びかける。

### 3 巨大地震注意対応

町は、土砂災害警戒区域を対象として、自主的な避難を呼びかけ、指定避難場所を開設する。

また、それ以外の住民に対し、室内の危険防止、水の汲み置き、備蓄の確認等の地震に備えた準備を呼び掛ける。